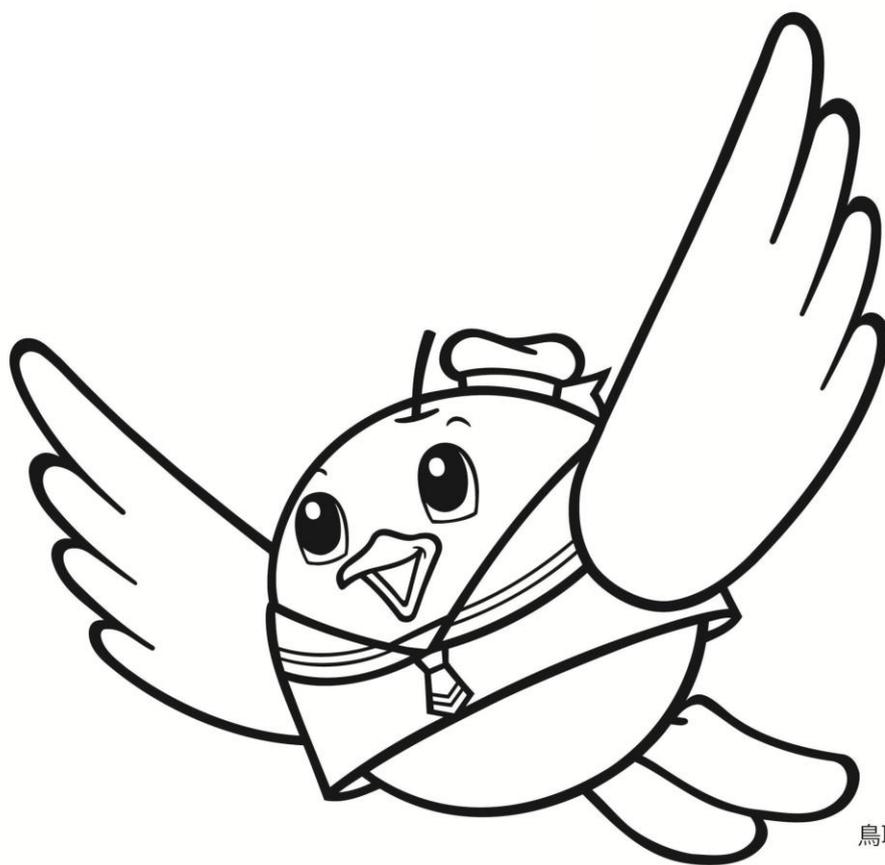


# 鳥取県人権教育基本方針

— 第 2 次改訂 —



鳥取県マスコットキャラクター  
トリピー

平成 2 9 年 3 月

鳥取県教育委員会

一人ひとりが輝く「人権教育」を進めよう（人権教育推進全体概要図）

人権のための教育（豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成）

- 【人権教育がめざすもの】
- 本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
  - 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
  - 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

| 人権としての教育  | 人権についての教育  | 人権が尊重される教育  |
|---|--|---|
| <p>生涯にわたり、すべての人が等しく教育を保障される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育の機会が十分に保障されるよう、学習の機会を提供する。[授業、各種講座・たより等]</li> <li>○一人ひとりが持っている能力を最大限に伸ばすきめ細かな教育に取り組む。</li> <li>○子どもたちが希望する進路を実現するための学力と進路を保障していく取組を充実する。</li> </ul> | <p>人権や人権問題について学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権について学ぶ。<br/>権利と責任、日本国憲法、世界人権宣言 等</li> <li>○各人権問題について学ぶ。<br/>同和問題、男女共同参画、障がい者、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人、刑を終えた人、犯罪被害者、性的マイノリティ、生活困難者、インターネット、ユニバーサルデザイン（UD）、様々な人権</li> </ul> | <p>人権が大切にされた環境で学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての教育活動において学習者の人権に十分配慮する。</li> <li>○いじめや体罰、暴力をなくす。</li> <li>○認め合い、支え合う仲間づくりを進める。</li> <li>○自由に意見が言える環境をつくる。</li> <li>○人権が尊重される社会づくりを進める。<br/>・学校や家庭、地域、職場における人権の尊重<br/>・行事や習慣の見直し<br/>・家事分担の見直し</li> </ul> |

育てたい資質・能力

| — 知識 —  | — 技能（スキル） —   | — 態度 —   |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の概念・内容、人権確立の歴史を理解する。</li> <li>・自分のことを知り、自分の生活と地域のつながりを知る。</li> <li>・自分たちとは異なる社会や文化を理解する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の気持ちや思いを表現できる。</li> <li>・差別や偏見に気づくことができる。</li> <li>・物事を多角的にとらえ、自ら判断し、問題を解決できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の立場になって考え、行動しようとする。</li> <li>・他者を認め、協力し合う人間関係を築こうとする。</li> <li>・よりよい社会の実現をめざして行動しようとする。</li> </ul> |

普遍的な視点からの  
権利を基礎にすえたアプローチ

個別的な視点からの  
具体的問題を基礎にすえたアプローチ

【 重要なキーワード : ◆自尊感情 ◆「参加型」 ◆エンパワメント 】

## 目 次

### ◆人権教育推進全体概要図◆

|  |    |
|--|----|
| はじめに                                       | 1  |
| 第1章 人権教育をめぐる動き                             | 2  |
| 第1節 同和教育で培われてきた原則について                      | 2  |
| 1 同和教育が築いてきたもの                             |    |
| 2 同和教育で培われてきた原則 — 差別の現実から深く学ぶ —            |    |
| 第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について                 | 4  |
| 1 人権教育をめぐる国際社会及び我が国の動き                     |    |
| 2 「人権」について — 人権は、すべての人が持つ、具体的な権利 —         |    |
| 3 国際社会で培われてきた人権教育の原則                       |    |
| 第3節 人権救済と人権教育の有機적かかわり                      | 7  |
| 第2章 鳥取県がめざす人権教育について                        | 8  |
| 1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける              |    |
| 2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する                  |    |
| 3 鳥取県の人権教育がめざすもの — 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成 — |    |
| 第3章 人権教育の推進者の育成                            | 9  |
| 第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進                       | 9  |
| 第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成                | 10 |
| 1 学校                                       |    |
| 2 家庭                                       |    |
| 3 地域                                       |    |
| 4 職場                                       |    |
| 第4章 人権教育における評価                             | 12 |
| 第1節 人権教育における評価の在り方                         | 12 |
| 第2節 学校教育における評価                             | 13 |
| 第3節 社会教育における評価                             | 13 |
| 第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針                      | 15 |
| 1 人権概念の広がり                                 |    |
| 2 人権教育の概念及びアプローチ                           |    |
| 3 各人権問題にかかわる教育の推進について                      |    |
| 第1節 同和教育                                   | 16 |
| 第2節 男女共同参画に関する教育                           | 19 |
| 第3節 障がいのある人の人権に関する教育                       | 23 |
| 第4節 子どもの人権に関する教育                           | 26 |
| 第5節 高齢者の人権に関する教育                           | 31 |
| 第6節 外国人の人権に関する教育                           | 33 |
| 第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育                      | 35 |
| 第8節 刑を終えて出所した人の人権に関する教育                    | 38 |
| 第9節 犯罪被害者等の人権に関する教育                        | 39 |
| 第10節 性的マイノリティの人権に関する教育                     | 41 |
| 第11節 生活困難者の人権に関する教育                        | 43 |
| 第12節 インターネットにおける人権に関する教育                   | 44 |
| 第13節 ユニバーサルデザインの推進                         | 46 |
| 第14節 様々な人権にかかわる教育                          | 46 |

### ◆参考資料◆

## はじめに ～今後の人権教育の推進に向けて～

人権教育をめぐる昨今の状況を見渡すと、女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、難病等に関する人権問題の解決を図るための教育が発展・深化する一方で、東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題や職場における人権問題等、様々な人権にかかわる問題が提起されるなど、大きな変化を見て取ることができます。そこで、まずは、これまでの鳥取県の取組をふりかえった上で、今後の人権教育を展望することとします。

鳥取県においては、平成8(1996)年にすべての人の人権を尊重することを基本理念とする「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先がけて制定し、平成9(1997)年には具体的な施策の方向性を示すため「鳥取県人権施策基本方針」を、平成11(1999)年には「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画ーこれからの人権教育・啓発ー」を策定して、「人権先進県づくり」を県政の主要な課題として取り組んできました。

### 【「鳥取県人権施策基本方針」策定後の経過】

平成16(2004)年 第1次改訂：国の基本計画との整合、国連10年鳥取県行動計画の包含  
平成22(2010)年 第2次改訂：新たな課題への対応（個別的な人権問題を追加：8→13分野）  
平成28(2016)年 第3次改訂：新たな課題への対応（個別的な人権問題を再編成：13→14分野）

鳥取県教育委員会では、昭和44(1969)年の同和对策事業特別措置法の制定を機に、「市町村同和教育推進事業実施要領」を示し、昭和50(1975)年に「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。その取組の中で、同和地区児童生徒の就学の促進と学力の向上、進路の保障、支え合う集団づくりや指導方法の工夫・改善等に努めることにより、高校進学率の向上等、一定の成果を上げてきました。また、同和問題の学習等を通して、すべての児童生徒の同和问题解決の力を高め、豊かな人権意識を育ててきました。併せて、教職員の資質・指導力の向上も図られてきました。さらに、各市町村において推進体制の整備が進められ、同和問題を自分自身の問題として捉え、同和问题解決のために積極的に行動しようとする人が増えてきました。

その後、平成7(1995)年には、同和教育の内容の深まりと拡がりの中で、部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため、「鳥取県同和教育基本方針」を一部改正しました。

こういった経緯を振り返ると、これまで鳥取県では、同和教育を発展させながら人権教育の構築に努めてきたといっても過言ではありません。

今日のように情報化や国際化が進み、世界の国々と密接にかかわり合う状況の中で生きている私たちは、他国で生起する様々な問題についても自らのかかわり方を考える必要があります。他国における反差別の運動や人権教育の取組に学ぶことは、同和教育の中で私たちの先輩も実践してきたことでもあります。

このようなことから、国内外の様々な取組にも視野を広げて人権教育を推進していくことが本県の同和教育の成果をさらに発展させるものと確信します。

鳥取県教育委員会は、平成16(2004)年、「鳥取県人権施策基本方針ー第1次改訂ー」に基づき、同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけながら、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、その趣旨の徹底に努めてきたところです。

### 【「鳥取県人権教育基本方針」策定後の経過】

平成22(2010)年 第1次改訂：国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」との整合、新たな課題への対応（8→13分野）

このたび策定する「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―」は、新たに策定された「鳥取県人権施策基本方針―第3次改訂―」に基づき、これまでの取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養（かんよう）\*する教育をより一層進めようとするものです。

\*涵養：水が自然に染み込むように、少しずつ養い育てること。

## 第1章 人権教育をめぐる動き

昭和23(1948)年、国連総会は「世界人権宣言」を採択し、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と宣言しました。第二次世界大戦で、人権の根拠である人間の尊厳（人間ならではの特別な大切さ）と人権をかたちづくる人間的価値（自由・寛容・他者への尊敬・公正・公平・責任等）とが著しく傷つけられたことを強く意識した上で、人権が国境を越えて普遍的に保障されるべきものであると宣言した意義には大変な重みがあります。

この宣言の精神に基づき、人権が尊重される世界の実現に向け、国際社会は様々な取組を進め、人権を保障するための制度を幾重にも構築するなど、多くの成果を挙げてきました。このことは、我が国、そして鳥取県でも同様でした。

その一方で、「世界人権宣言」が採択されて70年近い年月を経過した今日でも、世界の各地で紛争が繰り返され、我が国においてもいじめやヘイトスピーチが社会問題化するなど、残念ながら、自由・寛容・他者への尊敬等の人権をかたちづくる人間的価値に十分な敬意が表されているとはいえない状況が随所に見られます。

私たちの世界は、今のところ、互いの人権を尊重し合うことを当然のこととみなすような豊かな人権文化に満ちあふれた世界とはいえ、むしろ、そういった文化の構築に向けたより一層の取組が求められている世界であるといえます。

### 第1節 同和教育で培われてきた原則について

鳥取県では、豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成する教育の取組を進めるため、同和教育で培われてきた原則を基底に位置づけながら、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚した人権教育を推進することとしています。そこで、ここでは、同和教育がどのような成果を挙げてきたかをふりかえることとします。

#### 1 同和教育が築いてきたもの

同和教育は、1950年代に学校教育の中で、部落差別を背景とする子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかを出発点にして取り組まれ、「差別の現実から深く学ぶ」「身近な生活の中にある差別をなくしていく仲間づくり」「地域の住民と共につくる教育」「差別を見ぬき、差別に負けない、許さない子ども」「足でかせぐ同和教育」等、実践から生み出されてきた原則や教訓を踏まえ、50数年にわたり多くの教育関係者によって取組が重ねられてきました。

その中で、一人ひとりの子どもを大切にしたい教育―同和地区の子どもをはじめ、障がいのある子どもや外国人の子ども、その他、人権上の配慮や支援が必要とされる子どもたちの人権を保障すること等―を推進してきました。

その結果、例えば、教科書無償給与制度の実現や公正な採用選考のための統一応募用紙の作成、子どもたちの進路を保障するために、身元調査や就職差別をなくすための取組、戸籍の公開制限等同和地区の子どもたちだけでなく、人権上の配慮や支援が必要とされる子どもたちの教育と就職の機会を拡大し、すべての子どもの教育を受ける権利の確立を求めてきました。

また、同和地区児童生徒においては、保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、地区進出学習会や家庭での話し合い等を通して、身近な人の被差別体験や先人の生き方等に学び、自らと部落差別とのかかわりを考え続けました。その中で、自信や誇りを持つとともに、主体的に部落差別を解消しようとするようになってきました。一方、同和地区外児童生徒においても、自らと部落差別とのかかわりを考える中で、一人ひとりが部落差別をなくすことを自分の問題として捉えるようになってきました。このように部落差別とのかかわりを通して、すべての児童生徒に対し、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深める取組を進めてきました。

社会教育の中でも、同和地区の識字学級や青年学級、女性（婦人）学級、高齢者学級等、住民主体の学習活動を通じて、解放への自覚が育ってきました。例えば、県内のある同和地区における高齢者学級では、一人ひとりの生い立ちを語り合い、それぞれの体験を出し合う中で差別を見ぬく力をつけ、人間としての誇りを取り戻すなど、自発的な学習が行われてきました。一方では、非識字者や、無文字社会の姿を通して識字社会の課題（その存在を忘れがちであること、教育を受ける権利を回復すること等）を考え、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を問うてきました。

また、同和行政及び同和教育を推進するために、行政職員の同和问题研修が取り組まれてきました。例えば、同和地区において健康診断を実施したところ、通知の文字の読み書きができなかったり、身体が不自由で健康診断を受けたくても受けられなかった人が少なくないことがわかってきました。しかも、そのような人たちが一番健康に問題を抱えていて、健康診断を必要としていました。すなわち、最も情報を必要とする人のところに情報が届いていなかったという現実が見えてきたのです。このような差別の現実には学ぶ中から、社会的に弱い立場に置かれている当事者の視点に立った行政施策の重要性や行政職員の人権感覚\*1の必要性に気づいてきました。

さらに、市町村においても推進体制の整備が図られ、あらゆる地域や職場、PTA等の各種団体でも同和教育に取り組んできました。その結果、「差別をしてはいけない」という意識にとどまらず、一人ひとりの生き方を見つめ直し、人間としてのより豊かな生き方をしようとする人の輪が広がってきました。

このように同和教育は、同和问题の解決を基本課題としながら、すべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成し、すべての人の権利回復とエンパワメント\*2、そして自己実現を図る取組へと発展してきました。

\*1 人権が守られていることを良しとし、守られていないことを許せないとする、特に技能・態度面における感覚。

\*2 本来持っている能力を発揮し、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようになること。

## 2 同和教育で培われてきた原則 — 差別の現実から深く学ぶ —

「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、教職員や指導者等が特に重要視してきたものです。この考え方は、「被差別の子どもたちの生活と願いを読み取り、教育の課題を発見していくと同時に、それを実現していく教育力を今まで顧みられることのなかった被差別民衆の中に見いだし、組織していくこと」（「部落問題・人権事典」解放出版社）とされています。換言すれば、単に「差別の現実」を事象として理解するのではなく、子どもや保護者の生活の現実・生活背景に触れる中で、様々にある差別が一人ひとりの生活にどのように影響しているのかを深く捉え、そこから教育課題を明らかにすることです。併せて、差別の厳しい現実を知ることを通じて、差別への怒りを実感するとともに、エンパワメントの大切さに気づくことです。そ

して、自分と差別とのかかわりを見つめ、自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていくことです。つまり、人間の在り方に深く根ざしたところで、自らがどのように生きるべきかを問いながら、人権問題にかかわる当事者をめぐる課題に即した教育実践を積み重ねていくのです。

## 第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

### 1 人権教育をめぐる国際社会及び我が国の動き

国連では、平成6(1994)年の総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする国連決議が採択され、世界の国々に対して人権教育の積極的な推進と国内行動計画の策定が要請されました。「人権教育のための国連10年」の終了の際には、「人権教育のための世界計画」が改めて設けられ、人権教育の定義が「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報である」と示されるとともに、行動計画と評価軸を明確に示して取り組むこととされました。

#### 【「人権教育のための世界計画」行動計画の経過】

第1フェーズ(2005～09年)：初等中等教育に焦点化

第2フェーズ(2010～14年)：高等教育、教職員・公務員・法執行者・軍隊への人権研修に焦点化

第3フェーズ(2015～19年)：第1・2フェーズの強化、メディア関係者への人権研修に焦点化

我が国においては、平成9(1997)年7月に「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」が策定されました。平成12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育の目的が「人権尊重の精神を涵養する教育」と定義されるとともに、人権教育に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。平成14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、人権尊重の理念が「人権共存の考え方」と示されるとともに、取組を推進する個別的人権問題として12の分野が例示されました。さらに平成16(2004)年から平成20(2010)年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」が公表され、人権尊重の理念が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」と示されるとともに、人権教育の指導内容（「育てたい資質・能力」）及び指導方法（「協力」「参加」「体験」）が示されるなど人権教育を推進するための体制が整えられてきました。

#### 【「人権教育・啓発に関する基本計画」のその後の経過】

平成23(2011)年 一部改正：北朝鮮当局による拉致問題等を「各人権課題に対する取組」に追加

鳥取県では同和教育で培われてきた原則を基底に位置づけながら、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚した人権教育を推進することをめざしています。そこで、「人権」が国際社会の中でどのように位置づけられているのかに目を向けた上で、人権教育の原則について確認したいと思います。

### 2 「人権」について — 人権は、すべての人が持つ、具体的な権利 —

まず、「人権」とはなんでしょうか。日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分、門地等によって差別されないとする「法の下での平等」、自由に生きるための「自由権」、また生存権、教育を受ける権利、労働権等の「社会権」等を基本的人権としてすべての国民に保障していますが、私たちは、自分がどのような「権利」を持っているのか、「権利」がどのような性格のものであるか自覚しているのでしょうか。

人々は、今も昔も、自由に、安全に、そして将来に可能性を感じながら生きたいと願ってき

ました。その願いをかなえるためには何がなければならないのか、それぞれの時代の人々が自分たちの生きる社会の現実の中で一つ一つ考え、それらを「権利(right)」として要求し、また社会に認知させようと努力してきました。それらの要求のうち「正しい(right)」と社会的に合意されたものが、社会の共通ルールとして法に定式化されるようになりました。

「世界人権宣言」は法の下での平等、自由権、社会権等の具体的権利をリストにしたものですが、これらが国や性別、民族等の属性にかかわらず、すべての人が享受すべき「共通の基準」(＝人権)であることを世界で初めて示したものです。この宣言の精神に基づき、国連は、様々な取組を進める上で人権の視点が重視されるべきであるという潮流をつくってきました。

また、冷戦終結後、世界各地で民族紛争が激化する中、平成5(1993)年に開催された国連世界人権会議は「ウィーン宣言及び行動計画」で人権の性質を以下のように整理しています。

#### 【人権の性質】

- 1 人権は、人種、性別、社会的身分等に関係なく、人間であるというただそれだけで、誰もが持っているものです。(普遍性)
- 2 人権は、ひとまとまりのものとして成立しています。つまり、一部分を優先して受け入れたり、不都合なものだからと一部分を拒否したりすることはできません。(不可分性)
- 3 すべての権利は相互にかかわり合い、補強しあっています。(相互依存性)

国連では現在まで32もの主要な国際人権条約\*を採択していますが、これらの「宣言」や「条約」は、すべての人に普遍的に保障されるべき具体的な権利を記した文書です。「人権」は単なる抽象的な価値観等ではなく、すべての人に保障されるべき具体的権利の一つ一つをさすのです。

日本国憲法とともにこれらの人権諸条約等に保障されている具体的諸権利は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果として歴史の中で共有されてきたものであり、私たちが日常の暮らしの中に生起する人権侵害を読みとる共通の基準とすべきものです。

\*巻末資料参照

### 3 国際社会で培われてきた人権教育の原則

#### (1) 権利を基礎にすえること ― 自分の権利に気づく ―

「世界人権宣言」は「権利と自由に対する共通の理解」が人権と基本的自由の達成にとって最も重要であるとした上で、「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない」と示しています。

また、「人権教育及び研修に関する国連宣言」は「誰もが自分自身の権利と責任を正しく理解するとともに他者の権利を尊重しているような普遍的な人権文化を築くとともに、自由で平和、多元的で誰も排除されない社会の責任ある一員として人が成長するよう支援すること」を人権教育の目的に掲げています。

このように、国際社会の中で議論されてきた人権教育の諸原則を振り返ってみたとき、日本の私たちに最も重要なのは「権利を基礎にすえたアプローチ」の原則といえます。これは、条約や法を学ぶことを通じて、自らがどんな権利を持っているのかを正しく理解することが人権教育において重要であるという原則です。これは、権利が守られていると感じた時それを良しと評価するとともに、権利侵害を受けた時その不当性に気づき、権利の回復を求めて行動することは正当な行為である(わがままな行為とは区別される)と確信できる「権利の主体」意識を確立すること、すなわち学習者のエンパワメントを可能にする方法でもあります。

具体的な人権の基準を正しく理解すれば、自らの経験や身の回りで起こったできごと、文化や習慣等を「人権が守られているか」という視点から検証し、課題を発見したり、自らのあり

ようを振り返ったりする力をつけることができるのです。

また、法や条約に記された人権は、みんながそれを大切にしようとして合意して決めた（正当性を認めた）ものなので、お互いにそれを実現するために努力する「責任」があります。また、自分自身が人間として尊重されたいと願うならば、同じように、自分以外のすべての人の人権も尊重しなければなりません（＝「人権共存」）。

誰もが有する人権を正しく理解し、「権利」と「責任」を持つ主体として、多様な問題解決に取り組むことが私たち一人ひとりに求められているのです。

## （２）具体的な問題を基礎にすえること

次に大切なのは、具体的な問題を学習の中心にすえるということです。そもそも抽象的な人権問題などというものは存在しないからです。ただし、それは単に個別具体的人権問題「について」知識として学べば十分ということではありません。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、人権教育の目標を、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力（知識・技能・態度）を育てることとしています。この目標に到達するためには、具体的な問題の「実態」に目を向けることが重要となります。身の回りで起こっている問題に目を向け、具体的に権利を侵害されている当事者の声に耳を傾けることを通じて、具体的に誰のどのような権利が侵害されているのか、なぜそのような侵害が起こるのかということをつまみ、権利回復につながる資質・能力を育てることが求められているのです。

## （３）行動（解決）を志向すること ― 人権が尊重される社会を実現する推進力 ―

人権が尊重される社会の実現は、市民一人ひとりが、人間らしく生きることの意味を問い続け、それを実現しようとする情熱と行動力を持つことによって可能になります。したがって、人間性を回復したいという願い・思いを「社会の中で実現する力」を身に付けることが人権教育では重要となります。市民としての権利を行使しながら、どこにどのように働きかけ、いかなる社会システムをつくっていくことで問題が解決するのを見極め、実現する資質・能力を育てることが重要なのです。

人権教育はまた、水平社宣言にもあるように、自主解放の思想に基づくものであり、人間としての尊厳の自覚が人間変革を生み出すものです。したがって、市民の自主的な学習や人権文化を創造するための諸活動を尊重し、支援することが重要です。現在、人権の重要課題に取り組む様々なグループが、鳥取県内では活発に活動しています。

「鳥取県人権施策基本方針―第3次改訂―」においては個別的な人権問題として14の分野が示されています。このような多様な分野での学習や諸活動を地域の大切な社会資源として位置づけ、それらの学習のネットワーク化が図られること、支援と協力体制がとられることが必要です。さらに、そのような学習活動にすべての人が参加することで、「差別する」「差別される」という関係から解き放たれ、人権が尊重される社会を実現する推進力になることが期待されています。

## （４）エンパワメントの重視

エンパワメントとは、自分自身のかけがえのなさに気づき、自らが権利の主体であるという意識を確立することによって、本来持っている能力を発揮し、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようになること、すなわち自己決定の幅を広げることを意味します。

人権は歴史的にみて、人権侵害に対して当事者がその不当性を訴え、その訴えが「人間性に

照らして正しい」と社会的に合意形成されたからこそ確立されてきた概念です。すなわち、社会をつくっている一人ひとりの「権利の主体」意識が高まる中で人権は発展してきたのです。

一人ひとりのエンパワメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれている当事者を「保護し、守り、世話をしあげる」ことよりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。

### （５）「参加型」の重視

これまで、個別的な人権問題にかかわる教育に取り組む中で、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないという課題が指摘されてきました。こういった課題を克服する有効な方策として提起されてきたのが「参加型」学習です。

「参加型」学習とは、協力的な人間関係をつくりながら、異なる立場・意見を有する人々が互いに尊重し合い、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プロセスを指します。それは、学習者が一人の市民として現実の社会づくりにかかわるための、いわば民主主義社会の担い手を育成することをめざした方法論です。自由・寛容・他者への尊敬等の人権をかたちづくる人間的価値は、それらの価値自体を尊重しようとする学習環境の中でこそ有効に学習されるのです。これは「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」が「協力」「参加」「体験」\*を中核とする学習形態を提起していることと軌を一にするものです。

この学習方法の良いところは、信頼関係づくりを進めようとする学習者集団の中で、参加者が自分自身の気持ちや考えを自由に述べることができ、本音を語りやすくなっていくことが期待できるという点です。

また、学習者同士で協働して作業を進めたり、話し合い学び合ったりすることによって適切な自己表現等のコミュニケーション能力を高めるのに有効です。そして何よりも人権侵害の事実気づいて、そのことを相手にどう働きかければ人権侵害が解消されるかを考えるという「行動（解決）を志向する力」を養うためにも役立ちます。

ただし、「参加型」学習を実施するに当たっては、「楽しいから」「これまでと違う方法だから」学習者をひきつけられるといったことのみが目的となることのないよう、現実社会への「参加」をめざす学習内容であってこそ真価が発揮されるのだということを十分理解する必要があります。

\*「協力」：集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習。

「参加」：学習課題や学習内容の選択等も含む領域に、学習者が主体的に参加する（重要な位置を占める）ことを基本的要素とする学習。

「体験」：活動や体験を通して、問題を発見しその解決法を探究するなど、生活上必要な技能等を身に付ける学習。

以上見てきたように、鳥取県がめざす人権教育は、同和教育で培われてきた原則－差別の現実から深く学ぶ－を基底に位置づけながら、国際社会で培われてきた人権教育の原則－権利を基礎にすえること、具体的な問題を基礎にすえること、行動（解決）を志向すること、エンパワメントの重視、「参加型」の重視－に立脚することで、豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成する教育の取組を進めるものです。

### 第3節 人権救済と人権教育の有機的かかわり

国においては、平成9(1997)年3月に「人権擁護施策推進法」\*が5年間の時限立法として

施行され、同法に基づいて法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会では、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について審議され、平成13(2001)年5月に「人権救済制度の在り方」、12月には「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出されました。

鳥取県においては、平成17(2005)年10月、人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」（以下「人権救済条例」）が成立しましたが、人権救済条例見直し検討委員会の提言を受け、平成21(2009)年4月から「人権救済条例」の代替策として「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を制度化し、県下3か所の人権相談窓口で下のように総合的に対応しています。

- ・ 関係機関の紹介や当該機関への同行、紹介後の状況把握等きめ細かい支援
- ・ 法律、臨床心理、教育、福祉等多様な第三者有識者の専門的な知見と関係機関の連携
- ・ 関係機関による定期的な連絡会議を開催して、各関係機関の対応事例、頻発事例等を共有した解決の促進や迅速適切な対応
- ・ ケース会議開催等複数の関係機関の連携を促進して効果的、総合的な支援

鳥取県教育委員会としても、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等との連携を図りながら、個々の相談に適切に対応するとともに、相談窓口の一層の周知に努めます。また、相談ケースの背景を様々な角度から分析し、具体的な人権侵害の実態の把握に努め、そこから明らかにされた課題を人権教育に明確に位置づけた取組の充実に努めます。

\*人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定された法律。

## 第2章 鳥取県がめざす人権教育について

急激な社会の変化や人権意識の高まりによって様々な人権問題が市民によって提起されるようになった今日、人権教育に寄せられる期待はますます大きくなっています。

しかし、このことは単に扱うべき教育課題が増え、拡散したということではありません。ここで重要なことは、単に個別的人権問題にかかわる教育を束ねたものを「人権教育」と捉えるのではなく、同和教育で培われてきた原則を基底に位置づけながら、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚し、豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成する教育が「人権教育」であると捉えた上で取組を進めていくことです。

鳥取県では、こうした認識に立って学校教育と社会教育の連携を深め、人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。また、教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。

### 1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける

前述したように同和教育は実践の中から多くの原則や教訓を生み出してきました。そして、同和問題の解決を基本課題としながら、すべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成し、すべての人の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組へと発展していきました。

これらの取組は、まさに国際社会で推進されてきた人権教育とつながるものです。

### 2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

これまで、様々な人権問題の解決を図るため、同和教育をはじめ、特別支援教育、男女共生教育、国際理解教育・在日外国人教育等が推進されてきました。しかし、差別や人権侵害の問

題には、出自、性別、障がいの有無、年齢等、様々な事由が複雑に絡み合う中で成立するという側面があります。従ってこれら個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育実践が、分離してしまうのではなく、体系的な人権教育として位置づけられるべきです。

そこで重要となるのが、国際社会で培われてきた人権教育の原則－普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチに立脚することです。つまり、国連が中心となって作成した人権関係諸条約を学ぶこと等を通じて、国際社会で普遍性を認められた「人権」という共通の基準に照らして自らの経験や文化・習慣等を検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視するということです。

併せて、具体的な問題の解決を志向する中で、「人権は真に普遍的たり得ているか」と問い返し続けることが重要となります。つまり、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育は、普遍性への指向を有することによって、はじめて人権教育に体系的に位置づけることができるということなのです。

この関係性をしっかり捉え、実践的な人権教育を構築していかなければなりません。

### 3 鳥取県の人権教育がめざすもの－豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成－

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は「人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」を人権教育の目標として示しています。

また、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」は「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない」とした上で、「相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める」ことを県内に暮らすすべての者の責務と定めています。

これらを踏まえ、鳥取県教育委員会は以下の基本理念を掲げ、それをもとに様々な教育施策を総合的に展開していきます。

#### [人権教育がめざすもの]

- 本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
- 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

## 第3章 人権教育の推進者の育成

### 第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進

一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざすためには、一人ひとりが、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的な実践行動につなげることが大切です。

実践的な行動力を身に付けるには、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を涵養することが大切です。そのためには、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育に取り組む必要があります。幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて学校や家庭、地域、職場等あらゆる場において、様々な人権学習に主体的に参加できる機会を提供することが大切です。

## 第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成

これまで、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育を推進していくため、様々な研修会、養成講座等を通して、人権教育の推進者の育成が進められてきました。

今後も、様々な人権について、学習者のそれぞれの年代、理解度・到達度に応じた教育を効果的に推進するために、「参加型」学習や、多様な体験活動・交流活動等を実践できる推進者を育成していくことが必要となっています。

とりわけ、「参加型」学習のファシリテーター（学習促進者）としての資質・能力を育成する必要があります。ファシリテーターは、参加者同士の活発な意見交換や協働作業をとおして参加者が互いに学び合えるようにするための技能を磨くとともに、参加者と共に学び、共に問題解決を志向するという姿勢を身に付けることが必要です。

これらを踏まえ、鳥取県教育委員会をはじめ各行政機関は、研修会や養成講座等の学習機会の一層の充実と情報の発信に努め、人権教育の推進者を育成する必要があります。

そのためには、鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）をはじめとする県の組織と、国及び県内各市町村が設置している人権尊重の社会づくりの中核的組織や相談窓口が連携・協働することが大切です。

また、公益社団法人鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、公益財団法人鳥取県国際交流財団、人権侵害の相談を日常的に受けている機関、各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切です。連携・協働に当たっては、政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら取り組む必要があります。

### 1 学校

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが必要です。

「教師が変われば子どもも変わる」といわれるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持ちます。個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、教育活動の重要な要素であり、また、児童生徒の安心感や自尊感情を育むことにもなります。

だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められます。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然です。

同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切です。例えば、指導上の課題について相互に話し合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが求められます。

従って、教職員は、児童生徒の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積みなければなりません。教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人ひとりを大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係調整能力、コミュニケーション能力等を高めること、児童生徒理解を深め、適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法や集団づくりへの支援等、児童生徒への働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも必要です。併せて、地域社会の一員として、地域や市町村・PTA等で行われる各種研究会や研修会に積極的に参加することが必

要です。

これらを踏まえ、教育委員会及び学校は、教職員のキャリアに応じた、様々な担当者を対象とする研修、授業研究会・公開授業等の機会を整備し、教職員の主体的な取組を引き出せるよう「参加型」学習を積極的に取り入れるなど内容を充実させ、計画的・体系的に教職員に求められる資質・能力の育成に努める必要があります。

## 2 家庭

人権が尊重された家庭が築かれるよう、学校や地域社会と連携しながら、学習機会の充実を図ると共に、相談・支援体制の整備を図る必要があります。

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自制心や自立心等人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われるといわれています。従って、教育委員会をはじめ各行政機関は、保護者に対して子どもの成長や発達段階に応じて、生命の大切さや多様性の尊重等に関する子どもの理解を進め、子どものコミュニケーション能力や自尊感情を育むための学習機会や子育て情報の提供を図る必要があります。

また、固定的な性別役割分担意識を解消し、家事、子育て、介護・介助等、家族全員が協力し、助け合って暮らすことの大切さを理解するための学習機会や情報の提供を図る必要があります。

そのためには、教育委員会をはじめ各行政機関が、地域やPTAにおける学習機会の充実に向け、学習内容及び情報提供を充実させ、家庭における人権教育の推進を支援するとともに、市町村やPTA等における推進者の育成に努める必要があります。また、相談機関の相談員の資質の向上に向けた研修の実施と気軽に相談できる相談・支援体制の整備が大切です。

## 3 地域

地域において豊かで生きがいのある生活を送ることができるためには、お互いの人格や個性を尊重し、多様性を認め合いながら生活していくことや、すべての人が社会での役割を持ち、重要な意味ある存在であることを認識し、豊かな人間関係を築くことが大切です。また、様々な地域活動に地域住民誰もが参画でき、地域の課題や今後について一緒に話し合うことができ、地域全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりが大切です。

そのためには、教育委員会をはじめ各行政機関が、人権尊重の理念についての正しい理解を図り、様々な人権や人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重の精神に立った地域づくりをめざし、住民が主体的に取り組むことができる学習機会の設定と情報提供の充実を図り、推進体制を確立する必要があります。また、市町村の人権教育推進員をはじめ、人権教育推進協議会等役員、公民館職員、自治会役員等、地域に根ざした推進者の確保と育成に努めることが必要です。その際、権利そのものの学習や地域の生活課題を踏まえた学習、「参加型」学習の導入等、学習内容や方法を工夫、充実させることが大切です。

## 4 職場

企業等は、地域の雇用をはじめ、地域社会の一員としての役割を担っています。差別のない一人ひとりの人権が尊重される働きやすい職場づくりに取り組むことが、職場の活性化と社会的信頼の獲得の出発点であり、企業自身が成長する重要な要因であるという理解が広く定着することが重要です。そのためには、事業主が先頭に立って幹部や従業員に対する人権教育を積極的に進める必要があります。とりわけ、医療・保健・福祉関係等は特に人権に関係の深い職業であることから、人権教育の取組を強化する必要があります。

また、公務員の業務は、多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っています。従って、警察、消防、医療・保健、福祉等、県民の生命・健康・福祉に深くかかわる公務員はもとより、行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

そのためには、鳥取県職員人材開発センター等における人権研修の研修内容等を工夫し、計画的・体系的な研修を実施する必要があります。また、地域社会の一員として、地域や市町村・PTA等で行われる各種研修会や各種事業等に積極的に参加することが必要です。

それぞれの職場における人権教育を充実させるためには、公正採用選考人権啓発推進員、人権問題研修推進員等の育成に努め、「参加型」学習の導入等、人権研修の内容や方法を工夫、充実させることが必要です。

## 第4章 人権教育における評価

### 第1節 人権教育における評価の在り方

人権についての知識や人権感覚にかかわる技能・態度は、学習者が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くものです。

これらの知識・技能・態度を育成するためには、学習者が自分で「感じ、考え、行動する」という主体的、実践的学習となるよう、指導（学習）方法・内容を工夫・改善していくことが重要となります。

その際、PDCAサイクル（実態把握に基づく計画立案－実施－評価－改善）の考え方を取り入れ、あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておくことが求められます。また、推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めることが大切です。

また、評価結果に基づき、人権教育の推進体制や実践内容等について、主体的な見直しを行うとともに、それらの取組について積極的に情報発信することが大切です。

#### 【指導（学習）内容の評価の観点（例）】

|    |   |
|----|---|
| 知識 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識</li> <li>○人権に関する国内法や条約等に関する知識</li> <li>○人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識</li> <li>○自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したり解決するために必要な実践的知識</li> </ul>   |
| 技能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能</li> <li>○他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性</li> <li>○人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能</li> <li>○合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能</li> <li>○対立的問題に対しても、双方にとってプラスとなる解決法を見出すことのできるような建設的な問題解決技能</li> </ul> |
| 態度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度</li> <li>○自己についての肯定的態度（自尊感情等）</li> <li>○自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度</li> <li>○自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度</li> <li>○正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度</li> </ul>          |

## 第2節 学校教育における評価

現在、各学校において推進されている学校評価システムの考え方にに基づき、日々の指導で誰が何をどのように評価するのかを明確にし、評価を定期的に行うとともに、次の活動に生かす評価計画を立てることが大切です。その際、人権尊重の視点に立った学校づくりが効果的に進められるよう、第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、自校の人権教育の評価にかかわる体制を整備していくことが大切になります。

また、児童生徒が自らの学習について評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する上で有意義であるとともに、児童生徒の学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫・改善を図るためにも、不可欠な取組といえます。その際、人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力を、各学校の実態に応じて設定し、それらの資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくことが教育効果を高めることにつながります。

### 【教職員による評価の観点（例）】

|           | 評 価 の 観 点   |
|-----------|---|
| 【実態の把握】   | ○人権に関する児童生徒の意識や行動について把握している。  |
| 【推進体制】    | ○校内の人権教育推進委員会等の推進組織が整備され機能している。<br>○人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、児童生徒に育てたい資質・能力を共通理解している。<br>○保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。  |
| 【学年・学級経営】 | ○教育上配慮や支援を要する児童生徒をはじめ、一人ひとりが大切にされている。   |
| 【教科等指導】   | ○意図的な指名で児童生徒一人ひとりに活躍する場を与えるなど、児童生徒に自己存在感を持たせるようにしている。<br>○誰もが良さや弱さを持っているという認識に立ち、共感的人間関係を育成するようにしている。<br>○複数の学習課題の中から自分にあった課題を選べるようにするなど、自己選択・自己決定の場を設定するようにしている。<br>○人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚できるよう、身近な事柄を取り上げたり、様々な人の立場に立ち、多面的・多角的に考えを広げ深められるようにしたりしている。<br>○児童生徒の発達段階を十分考慮し、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成するようにしている。 |
| 【生徒指導】    | ○現象面のみにとらわれず、その背景を探り内面的・共感的な理解に努めている。<br>○児童生徒が将来への目標と希望を持って生きることができるように指導・援助している。  |
| 【教職員研修】   | ○研修内容が学校の課題に沿ったものになっている。  |
| 【保護者啓発】   | ○授業参観や学級懇談会、家庭訪問等、機会を捉えて人権教育についての理解を図っている。  |

### 第3節 社会教育における評価

本県においては、県内のすべての市町村が人権尊重の社会づくり条例等を制定しており、また、多くの市町村で人権尊重に関する基本方針や総合・実施計画等が策定されています。

こうした、基本方針や総合・実施計画等に基づき実施される社会教育における人権教育の取組について、その取組の必要性や有効性等を客観的に評価し、今後の取組に反映できるよう、工夫・改善していくことが求められます。

人権尊重の視点に立った「子育て・親育ち」や「まちづくり」が効果的に進められるよう、評価に際しては、推進者（企画者・運営者）による評価のみとせず、学習者の自己評価（アンケート）を行うなど、多角的な視点を確保することが大切です。それらに基づき、評価資料を作成するなどして成果と課題をまとめ、事後検討会等において、学習のねらいが達成できたかどうかを話し合い、今後の課題を明らかにし、改善を行うことが望まれます。その際、成果や課題について児童生徒の保護者や地域住民の意見を聞き、今後の改善に生かすことが必要です。また、評価した内容について、広報誌、啓発冊子、他の研修会等において、広く伝えることが大切です。

こうした社会教育における人権教育の取組の評価等をもとに人権教育の成果と課題を明らかにし、また、人権教育・啓発等に関する様々な調査の結果等と合わせて、総合・実施計画等の見直しを図ることが大切です。

#### 【推進者（企画者）の評価の観点（例）】

|           | 評 価 の 観 点   |
|-----------|---|
| 【実態の把握】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活実態に現れている人権課題を把握している。</li> <li>○住民の学習経験と今後学びたいと考えていることを把握している。</li> <li>○人権に関する社会的状況を把握している。</li> </ul>  |
| 【学習目標の設定】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の人権課題の解決をめざした具体的な学習目標の設定がなされている。</li> <li>○行動化を志向することにかかわる目標を明確化している。</li> </ul>  |
| 【学習内容等】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権を基準として家庭や地域における生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるようにしている。</li> <li>○普遍的な視点からの権利を基礎にすえた取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえた取組を効果的に組み合わせている。</li> <li>○協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す「参加型」学習を積極的に取り入れている。</li> </ul> |
| 【推進者研修】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○推進者の役割分担がなされている。</li> <li>○「実態」「目標」「学習内容」「学習形態」「学習の流れの細案」等について検討している。</li> </ul>  |
| 【住民への周知】  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事前の開催案内や事後の評価結果等について、可能な方法を組み合わせて周知を行っている。（チラシ、行政無線、CATV、広報誌等）</li> </ul>   |

## 第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

### 1 人権概念の広がり

人権は、歴史的には国家（公権力）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権として理解され、その保障を確実にするために「国家への自由」と称される参政権、さらに「国家による自由」と称される受益権（国務請求権）・社会権をその内容に加えてきました。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由等の「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権等の「社会権」が基本的人権として定められています。このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定当時には想定できなかった問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が認められてきています。例えば、健康で安全、快適な環境で生活することを求める権利としての「環境権」や、私的生活の平穏を確保し、自己に関する情報を自らコントロールする権利としての「プライバシーの権利」、他者の干渉・介入を受けずに個人の人格にかかわる事項を自分自身で決定できる「自己決定権」等がこれにあたります。

鳥取県の教育が対象とする「人権」は、これらのあらゆる「人権」を視野に入れた幅広いものです。

### 2 人権教育の概念及びアプローチ

今日、人権教育はその概念として四つの側面を提起しています。

一つめの側面は、「**人権についての教育**」（education about human rights）です。これは、人権侵害の現実や人権の内容・人権を守る仕組みについて学ぶことです。

二つめの側面は、「**人権としての教育**」（education as human rights）です。これは、教育を受ける権利を保障するものです。

三つめの側面は、「**人権が尊重される（人権を通じての）教育**」（education through human rights）です。これは、人権が保障された教育環境の中で学べるようにすることです。つまり、教育のプロセスそのものが教育者・学習者の人権を大切にしていることです。

四つめの側面は、「**人権のための教育**」（education for human rights）です。これは、「豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成」を人権教育のめざすものとして掲げたものです。

これら四つの側面は、人権教育に取り組む上ですべてが不可欠であり、それぞれが緊密にかかわり合っています。

具体的には、次の二つのアプローチを大切にしながら人権教育を実践すべきです。一つには普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ、そして二つには個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチです。

二つのアプローチのうち、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチで大切にすべきこと、それは、具体的に様々な人の立場に立ち、多面的・多角的に考えを広げ深めることによって普遍性に近づいていくこと、すなわち、「人権は真に普遍的たり得ているか」と問い返し続けることです。また、具体的問題というのは、できる限り身近な現実から発すべきもので、それは子どもや地域の生活実態に現れている人権課題を大切にすることです。

### 3 各人権問題にかかわる教育の推進について

人権教育の概念及びアプローチを踏まえ、様々な人権問題の解決に取り組むことを人権教育の重要な課題とし、ここに個別的な人権問題にかかわる教育の推進指針を示すことにします。

なお、個別的な人権問題にかかわる教育を推進するに当たっては、当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権問題にかかわる当事者への理解を深めることが重要です。児童生徒・保護者・地域住民等の中に、その人権問題の当事者が含まれているという前提に常に立ち、無責任な言動によって新たな差別や偏見を生み出すことのないようにするとともに、個人情報の取扱いに十分な配慮を行う必要があります。

## 第1節 同和教育

### 1 これまでの取組

同和教育は、1950年代に学校教育の中で、「今日も机にあの子がいない」という言葉に象徴される部落差別を背景とする子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかを出発点として取り組まれてきました。

その間、子どもたちの進路を保障するために、教科書無償給与制度の実現や公正な採用選考のための統一応募用紙の作成、身元調査や就職差別をなくすための取組、戸籍の公開制限等同和地区の子どもたちだけでなく、人権上の配慮や支援が必要とされる子どもたちの教育と就職の機会を拡大し、すべての子どもの教育を受ける権利の確立を求めてきました。

鳥取県教育委員会では、昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」を受け、昭和50(1975)年に「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。

#### 【鳥取県同和教育基本方針策定後の経過】

平成7(1995)年 一部改正：部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくす教育へ発展

これらの取組の中で、同和地区児童生徒においては、保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、地区進出学習会や家庭での話し合い等を通して、身近な人の被差別体験や先人の生き方等に学び、自らと部落差別とのかかわりを考え続けました。その中で、自信や誇りを持つとともに、主体的に部落差別を解消しようとするようになってきました。一方、同和地区外児童生徒においても、自らと部落差別とのかかわりを考える中で、一人ひとりが部落差別をなくすことを自分の問題として捉えるようになってきました。このように、すべての児童生徒に対し、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深める取組を進めてきました。

また、市町村においても推進体制の整備が図られ、同和地区における識字学級や青年学級、女性(婦人)学級、高齢者学級等、住民主体の学習活動を通じて、解放への自覚が育ってきました。また、あらゆる地域や職場、PTA等の各種団体でも同和教育に取り組み、「差別をしてはいけない」という意識にとどまらず、一人ひとりの生き方を見つめ直し、人間としてのより豊かな生き方をしようとする人の輪が広がってきました。

さらに、差別の現実学ぶ中から、行政施策の在り方が問われ、部落差別の実態と被差別当事者の視点とニーズとに合った同和对策諸事業の推進が求められました。そこで、同和問題の基本認識と人権意識を培う行政職員の研修等にも取り組んできました。

このように同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、すべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成し、すべての人の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組へと発展してきました。

このような同和教育の推進をめざす取組が大きな原動力となって、「人権教育のための国連10年」の取組の推進や、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を実現するなど、日本における人権教育の土台を築いてきたといえます。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、これまでの同和教育・啓発活動の中で積み上げられてきた

成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つと捉えつつ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築するとしています。

## 2 当事者自身の権利について

同和対策審議会答申は、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」さらに、「市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である」と述べています。

しかし、長年にわたる関係者の努力にもかかわらず、現在なお完全には実質的な権利回復に至っていません。当事者の職業選択の自由、教育の機会均等が保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由等が実質的にも完全に保障され、自己実現が図れる社会の実現に向けて努力することが大切です。

## 3 同和問題に関する課題について

これまでの同和教育や各種の人権教育・啓発の取組とも相まって、県民の人権意識は以前に比べると高まりが見られます。しかし、同和問題を「過去の問題」とし、無関心であったり避けようとしたりする意識も見受けられます。また、結婚・就職における差別、差別落書きや差別発言、戸籍等の不正取得、インターネットを利用した誹謗や中傷等の差別事象も依然として発生するなど、偏見や差別は根強く存在しており、部落差別はいまだ解消されていません。

さらに、宅地建物取引の場で同和地区かどうかを調べる土地差別等が生じており\*1、この解決に向けた取組が求められています。

結婚における差別については、差別事象としては表面化しにくいものですが、依然として厳しいものがあります\*2。平成17(2005)年に鳥取県が実施した「同和地区実態把握等調査」によれば、同和地区と同和地区外の人との結婚は、婚姻率は高まってきてはいるものの、そこに差別が内在していたり、結婚後も家族や親戚との付き合いができないでいたりなどの状況が見受けられます\*3。

就職における差別については、高校卒業時の公正採用選考に向けた学校、企業、行政が協力した取組が定着し、現場の実例に即した指導・啓発等により具体的な改善が図られてきました。しかし、就職時の面接におけるプライバシーの侵害や差別につながるおそれのある違反質問等は後を絶ちません。さらに、高校卒業時に比べて、専門・専修学校や大学等の卒業時における公正採用選考のシステムは十分ではありません。

学校においては、同和問題に関する差別事象が依然として発生しています。また、「同和地区実態把握等調査」によれば、中学校卒業者の進学率については、ほぼ県平均と同様の水準でしたが、高等学校卒業者の進学率については格差が縮小してきたものの、依然として県平均より低い水準でした。

地域や企業においても、差別落書きや差別発言等が起こっています。中には、他の差別問題に関わる内容を併記した差別落書きもあります。また、身元調査・聞き合わせ等は多くの場合、重大な人権侵害であり差別行為になりますが、いまだに後を絶ちません。

そして、従来の識字問題に加え、今日の高度情報化社会において、情報格差という問題もよ

り顕著になってきました。

さらに、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月に施行されました。この法律では、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとした上で、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図り、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする旨と示されました。

\* 1 平成26(2014)年の鳥取県人権意識調査によると、購入したい物件が同和地区にあった場合どうするかという問いに対し、「避ける」と回答した人が19.7%、「わからない」と回答した人が30.5%となっている。

\* 2 平成26(2014)年の鳥取県人権意識調査によると、同和地区出身の人との結婚について、出身とは関係なく認めるとの回答は48.7%、何らかのこだわりがある又は結婚を認めないとの回答の合計は33%となっている。

\* 3 これ以後、同調査は実施していない。

#### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

これまで同和教育が培ってきたものの見方や考え方を今後も受け継ぎながら取組を進めることが大切です。中でも、「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、教職員や指導者等が特に重要視してきたものです。子どもや保護者の生活の現実・生活背景を深くとらえ、何が差別なのか、差別の現実がどこからくるのかということを追求め、そこから教育課題を明らかにしてきました。併せて、差別の厳しい現実を知ることを通して、一人ひとりが本来持っている力を引き出すエンパワメントの大切さに気づいてきました。そして、自分と差別のかかわりをみつめ、自らのありようと教育実践をつないでいく営みを重ねることを大切にしてきました。今後も、この原則を学校教育においても社会教育においても堅持するとともに、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めるという視点をより重視しながら、自己実現を果たすことをめざした同和問題解決の取組を進める必要があります。

##### (1) 学校教育

###### ア 同和問題の認識及び人権意識を育む学習の充実

児童生徒が同和問題に関する知的理解を深めるとともに人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうとする意識を育成できる学習とすることが大切です。そのためには、児童生徒の実態を適切に把握し、発達段階を踏まえながら、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、及び児童生徒の仲間づくりに引き続き取り組むことが必要です。特に、児童生徒が具体的な問題を学習しながら、自分自身や周りの人たちとの関係をふりかえり、様々にある差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えるとともに差別のない人間関係をつくり上げる教育実践を積み重ねていくことが大切です。

###### イ 同和地区児童生徒への支援

同和地区児童生徒の進路保障のためには、就学前からの一人ひとりの状況に応じた取組が重要になります。児童生徒の実態に応じた授業改善の取組とともに、就学前からの読み聞かせや学習習慣の定着等、子どもの発達段階に応じた適切な学力向上のための取組が大切です。また、鳥取県進学奨励資金制度の成果を基に平成14(2002)年に一般施策として新設された鳥取県育英奨学資金制度の効果的な活用を図ることも大切です。

今後も保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、身近な人の被差別体験や先人の生き方に学び、自らと部落差別とのかかわりを考え続けながら、主体的に部落差別を解消しよ

うとする意欲や態度を育てることが大切です。

## (2) 社会教育

地域等においては、市町村人権教育推進協議会等が主催する小地域懇談会や公民館等での同和問題講座、PTA等各団体が主催する各種研修会や職場での研修会等を通じて、参加者一人ひとりが同和問題の解決を自らの課題として認識するよう取組の充実を図ることが重要です。

そのために、身近な問題を取り上げるなど創意工夫し、差別の現実から深く学ぶことを通じて、同和問題に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうとする意識を育成できるような活動にすることが必要です。また、一回完結型の研修だけでなく継続的な研修により、参加者の課題意識に即し、問題を具体的に解決していく研修内容にすることが大切です。そして、学習のための学習に終わることなく、具体的に実践することが重要です。

## 第2節 男女共同参画に関する教育

### 1 これまでの取組

男女共同参画については、すべての国民は法の下に平等であるとした日本国憲法と国際的な動向を勘案しつつ法整備が進められてきました。

国連では、性差別撤廃を世界規模で取り組むために、昭和54(1979)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択しました。

#### 【女子差別撤廃条約採択後の経過】

|             |   |
|-------------|---|
| 平成7(1995)年  | 第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択：実質的な男女平等の推進、あらゆる分野への女性の全面的参加等をうたう                     |
| 平成17(2005)年 | 第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）：「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向けた一層の取組を求める                      |
| 平成27(2015)年 | 第59回国連婦人の地位委員会（通称「北京+20」）：「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、更なる具体的な行動を取ることを表明 |

我が国では、昭和60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准によって法や制度の整備が大きく進展し、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」を公布し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として5つの基本理念\*1とともに国・地方公共団体・国民の責務を明確に決めました。同法に基づき策定された「男女共同参画基本計画」\*2は、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があり、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める必要があるとしています。雇用の分野においても、昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」が施行され、今日まで改正を経ながら取組が進められています。

また、女性に対する暴力等の急増から、平成12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、今日まで改正を経ながら取組が進められています。

さらに平成27(2015)年には、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を

自治体や民間事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、女性の活躍に向けた取組が進められています。

**【男女雇用機会均等法の主な改正内容】**

間接差別（身長、体重を採用要件とするなど、一方の性に対する不合理な不利益取扱い）を規定するなど性別による差別禁止の範囲を拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント\*3対策措置の義務化 等

**【ストーカー規制法の主な改正内容】**

拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」へ追加、国・地方公共団体のストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及の努力義務化 等

**【DV防止法の主な改正内容】**

精神的暴力・性的暴力を追加、電話等の禁止・被害者の親族等への接近禁止等の保護命令制度の拡充、適用対象を同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大 等

鳥取県では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成12(2000)年「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、平成13(2001)年に「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進してきました（第4次計画：平成28(2016)～平成32(2020)年度末）。

また、男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設として、平成13(2001)年に、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）を設置し、男女共同参画に関する普及啓発、情報収集・提供、相談、活動支援等の事業を実施してきました。

併せて、鳥取県教育委員会では、男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集「ともにかがやく」の小学校編（平成16年）及び中学校・高等学校編（平成17年）を作成し活用を図ってきました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、男女の取扱い等について、男女共同参画基本法第3条に基づく「男女共同参画基本計画」の記述を念頭に置きつつ的確に対応する必要があるとしています。

- \*1 「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」
- \*2 「男女共同参画基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が定める計画。平成12年12月の第1次基本計画決定以降、5年ごとに見直され、現在の第4次基本計画ではあらゆる分野における女性の活躍、安心・安全な暮らしの実現、男女共同参画社会実現に向けた基盤の整備等の視点が改めて強調されている。
- \*3 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給等の不利益を受けること（対価型セクシュアルハラスメント）、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシュアルハラスメント）。

## 2 当事者自身の権利について

「女子差別撤廃条約」では、女性が政治活動をする権利、女性とその子が国籍を取得し維持する権利、男女同一の教育課程、試験を受ける権利、労働する権利、職業訓練を受ける権利、男女ともに家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能にする権利、金融上の信用についての権利、婚姻における姓を選ぶ権利等、多岐にわたって具体的に述べられています。

平成5(1993)年に世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、女性に対する暴力の根絶を謳うとともに、女性の権利もまた普遍的で不可欠なものであり、そこには政

治的、市民的、経済的、社会的、文化的等のあらゆる権利を含むことが確認されました。また、平成6(1994)年のカイロで開催された「国際人口開発会議」において、健康と性と生殖に関する問題を当事者が責任を持って自己決定できる権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)がとり上げられました。

### 3 男女共同参画に関する課題について

#### (1) 家庭における状況

平成23(2011)年社会生活基本調査(総務省)では、男性の家事、育児関連生活時間は女性の約1/5であるなど、固定的な性別役割分担意識が根強く存在する現状があります。\*

配偶者等に対する暴力(DV)については、平成13(2001)年の「DV防止法」施行以降、「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」を開設するなど、DV被害者の実態に即した施策を実施しています。平成26(2014)年の鳥取県男女共同参画意識調査によると女性の29人に1人、男性の81人に1人が、この5年間にDV被害を受けたことがあると答えています。また、DVが起きている家庭では子どもに悪影響を及ぼす可能性が高く、子どもの心のケアの重要性が広く認識されています。

\*本方針は、社会的性別(ジェンダー)の視点-「男性像」「女性像」は社会的につくられるものであり、偏見や差別につながっている場合もあるとする視点-を採用している。

#### (2) 学校における状況

学校においては、男女共生教育推進に向けて教育課程、学校運営、行事の企画運営の見直しや点検に取り組まれています。

平成26(2014)年の鳥取県男女共同参画意識調査によると、学校教育の分野において男女の地位が平等であると答えた人は、女性の75.3%、男性の74.9%であり、他の分野に比べて突出して高くなっています。しかし学校でもセクシュアルハラスメントが発生したり、子どもたちの間で「女子はこうあるべき」、「男子はこうあるべき」という固定的な性別役割分担意識が存在したりしています。また、児童生徒の発育・発達の早期化、児童生徒を取り巻く社会環境の変化(性情報の氾濫)等から、性意識の変化や性行動の多様化も進んでいます。その結果、交際中の男女間の暴力(デートDV)等の問題や性被害を含めた性に関する問題行動が生じており、児童生徒に対する予防教育も重要な課題となっています。

#### (3) 職場における状況

平成26(2014)年の鳥取県人権意識調査によると51.8%が結婚・出産・子育てにより女性が仕事を続けにくいと感じています。妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを行うマタニティハラスメントが課題となっており、平成28(2016)年の「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、マタニティハラスメントに対する事業主の防止措置が義務化されました(平成29(2017)年1月1日施行)。女性の賃金労働は、結婚・出産・子育て期に減少し、子育て後の再就職は大半がパートタイム労働者等の非正規雇用となっています。平成27(2015)年の厚生労働省賃金構造基本統計調査による県内の一般労働者の平均賃金は、男性を100とすると女性は78.9であり、男女での格差は縮小傾向にありますが未だに存在しており、女性の管理職登用における格差も依然として存在しています。また、平成27(2015)年の鳥取県職場環境等実態調査によると、育児休業取得率は女性が90.2%に対して男性は2.7%、介護休業の取得率は女性が23.9%に対して男性は8.5%となっています。育児や介護において、男性の積極的な参画が緊急の課題です。

職場でのセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法の改正で事業主の防止措置を講じる義務が規定され、指針も示されるなど、防止に向けた取組、対策が進んでいますが、苦情窓口相談しづらいといった意見があるなど、言葉による暴力や身体接触等があっても告発及び改善に向けた行動化ができていく状況もあります。

#### (4) 地域社会における状況

社会通念・慣習やしきたり等における男女平等感は、平成26(2014)年の鳥取県男女共同参画意識調査によると男性が優遇されていると感じている人が76.8%を占めており、多くの人が男女の不平等を感じています。自治会役員(会長、副会長)における女性の割合は3.6%で、まちづくりの運営への女性の参画は少ない現状があります。

また、過度に性を誇張した表現のポスターや各種PR等は徐々に減少してきましたが、売買春等、性の商品化は社会に存在しています。さらに、ストーカーや性暴力等、人権を軽視し侵害する行為があります。平成26(2014)年の鳥取県男女共同参画意識調査によると女性の約7%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していないという状況です。

### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

#### (1) 学校教育

##### ア 男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校教育全体を通じて、男女の平等や男女が相互に協力して家庭や社会の一員としての役割を果たすことの重要性等について指導の充実を図ることが大切です。また、男女が共に、生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を含む取組を推進するとともに、エンパワメントを促進し、きめ細やかな支援を行うことが大切です。さらに固定的な性別役割分担を前提に学校運営が行われないよう留意し、その考え方がPTA活動等の地域活動にも浸透するように努めることが大切です。併せて、テレビ、インターネット、ゲーム等特に訴求力が高いメディアに描かれている性差別の情報を主体的・批判的に読み解く能力を高めることも大切です。

そして、子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、将来暴力の加害者になることを防ぐため、発達段階に応じて、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについての教育を推進するとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かで対等な関係を築くために、お互いの身体や健康を大切にしたい自己決定ができるようになる学習を推進することが重要です。

##### イ 児童生徒への支援

性暴力、セクシュアルハラスメント、DV、デートDV等の人権侵害を児童生徒が正しく認識し、侵害がおきた場合は自己防衛できるように積極的に支援することが大切です。そのためにも、これら人権侵害に対する学校の相談体制を確立し、被害を受けた児童生徒のプライバシー保護を含めて、問題を解決していく取組が大切です。さらに、本人の意思を尊重しながら、継続した心のケアを行うなど安心して学習に取り組めるための支援も不可欠です。併せて、加害者にも必要な支援を行うとともに予防のための取組を進めることも重要です。

#### (2) 社会教育

男女共同参画社会の実現には、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画

する必要があり、その基礎として、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解を深める取組を進めることが大切です。

そのため、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画が単に女性の問題ではなく、男性も含めたすべての県民に係わる問題であることの認識を深めるための家庭・職場・地域を通じた生涯学習が必要です。

また、女性の社会参画の割合が低く、DV被害に占める女性の割合が高いなどの、女性の人権に関する現状を改めるには、女性のエンパワメント、すなわち女性自身が、様々にある偏見や差別が自分にどのように影響しているかを的確にとらえ、差別や人権侵害を解消していけるよう、社会全体で取り組むことが大切です。そのためには「参加型」の学習を基本としながら、女性自身の権利意識を育む学習や、男性自身が家事、育児、介護への参画の在り方を考える学習、メディア等の中にある性差別の情報を批判的に読み解く学習を充実させることが必要です。併せて、具体的な行動を支援するネットワークづくり等、男女共同参画社会の実現に向け、社会全体でどのように取り組むかを考えることが大切です。

### 第3節 障がいのある人の人権に関する教育

#### 1 これまでの取組

我が国は、明治5(1872)年に学制を公布し、その後、明治33(1900)年の小学校令の改正によって、義務、無償の公教育制度を確立しましたが、就学猶予や就学免除の規定により障がいのある子どもたちの教育を受ける権利は実質的に奪われてきました。

このような中で、昭和23(1948)年からの盲・聾学校の学年進行での義務制の実施、昭和54(1979)年の養護学校義務制の実施により障がいのある子どもたちの教育を受ける権利を保障する体制がようやく整備され始めました。そして、昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機に障がいのある人の人権を尊重するための施策や教育も充実してきました。

鳥取県においては、平成5(1993)年に「鳥取県障害者計画」を策定し、その後、改正を経ながら、平成27(2015)年に内外の動向を踏まえ「鳥取県障がい者プラン」を策定し、共に生きる社会の構築に向け取り組んできました。

また、平成21(2009)年から、誰もが暮らしやすい共生社会の実現をめざす「あいサポート運動」\*を推進しています。平成25(2013)年には全国で初となる「手話言語条例」を制定しました。この条例制定により、手話やろう者に対する県民の関心が高まるとともに手話を使っている人たちのエンパワメントが促進されました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、障がいのある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障がいのある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進していくことが大切であるとしています。

\*様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けをする意欲のある人を「あいサポーター」とし、支援の輪を広げる鳥取県独自の取組。他の自治体にも徐々に広がり、全国で約36万人が登録している(平成28(2016)年12月時点)。

#### 2 当事者自身の権利について

障がいのある人の人権については、「国際障害者年」で「完全参加と平等」が広く世界に訴えられ、昭和58(1983)年からの「国連・障害者の10年」で様々な施策が進められました。これらの取組の中でノーマライゼーションの考え方や障がいのある人の人権を保障することの必要性が広く認識されるようになってきています。そして、平成20(2008)年には、障がいのある人

の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効し、我が国は、平成26(2014)年に批准しました。この条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」には、直接的な差別だけでなく、障がいのある人の権利の確保のために必要である適当な調整等を行わない「合理的配慮の不提供」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。

国内では、昭和45(1970)年に制定された「心身障害者対策基本法」において社会政策的な取組の重要性が示されました。この法律は、平成5(1993)年に「障害者基本法」に改正され、障害者基本計画の策定を国の義務、自治体の努力義務とすること等が規定されました。

#### 【障害者基本法制定後の経過】

平成16(2004)年 一部改正：自治体に障害者基本計画の策定を義務付け 等

平成23(2011)年 一部改正：障害者の権利に関する条約の締結に向けた改正\*

平成18(2006)年に施行された「障害者自立支援法」は、平成22(2010)年の改正を経て、平成25(2013)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改められ、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとされました。

平成24(2012)年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者及び使用者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

平成25(2013)年には「障害者基本法」の差別の禁止の基本原則を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、①障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、②障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止、③国・地方公共団体における差別の解消につながるような啓発の実施等を定めています。

これらを踏まえ、平成25(2013)年に新たに策定された「障害者基本計画(第3次)」において、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」という考え方が基本理念として盛り込まれています。

\*この改正により、障がいのある人は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とされ、「障害」は社会関係の中で捉えるべきものと定義されている。

### 3 障がいのある人の人権に関する課題について

障がいのある人に対する障壁(バリア)には、段差やトイレ、交通機関等における物理的な障壁、入学や就職、資格試験等の制限による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁、障がいの発生原因や障がいについての理解不足等からくる偏見による意識上の障壁があります。そして、これらにより、障がいのある人に様々な不利益や不便が生じています。このうち、物理的障壁や文化・情報面の障壁については、バリアフリー化への取組やユニバーサルデザイン(UD)\*の推進等を通じて徐々に解消されてきています。しかし、精神障がいの場合のように、障がいに対する偏見や無理解に基づく言動が社会復帰を妨げるな

ど、意識上の障壁には依然厳しいものがあります。このため、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深める学習を充実させ、心のバリアフリーを推進することが大切です。また、障がいのある人の雇用の場を拡大していくためにも、事業主の理解・啓発や一般就労はもとより、在宅就労等の多様な就労形態を充実することが必要です。

障がい者の雇用状況については、鳥取労働局による「障害者の雇用状況」集計結果によると、平成27(2015)年6月1日現在で、鳥取県（知事部局・病院局・県教育委員会・県警察本部）の法定雇用率は1機関を除いて達成しましたが、民間企業については、従業員50人以上の県内事業所の約5割が、障害者法定雇用率(2.00%)を達成していません。平成30(2018)年には身体障がい者・知的障がい者に加え、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えることとされており、障がいのある人が就業するための事業者のより一層の理解と、雇用の場の創出や離職防止のための行政による支援が必要です。

一方、県内の障がい者数は増加傾向で、かつ高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれています。その中でも、精神障がい者数については、大きく増加しており、今後も通院患者を中心に大幅に増加することが見込まれています。また、県内の発達障がいの診断を受けている幼児、児童生徒の数も継続的に増加しており、すべての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。

\*障がい、年齢、性別、言語等、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境等をデザインすること。

#### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

障がいや障がいのある人への偏見や差別が残されてきた要因としては、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深め、共に社会をつくっていると実感できる学習や啓発が不十分であること等があげられます。

障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するためには、「障害者差別解消法」等の理解を深めるとともに、障がいを社会関係の中で捉え、障がい者差別の問題は、個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の課題であるという認識を深め、共に解決していこうとする態度を育成することが大切です。

##### (1) 学校教育

###### ア 障がいや障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進

障がいの種類や程度に応じた適切な対応や共生社会の在り方について理解を深めることが必要です。そのためには、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、共に学んだり交流したりする中で、障がいの種類や程度によって、障壁に様々な違いがあることを体験的に学ぶ中で具体的に理解し、どこに人権侵害があるのかを正しく認識することが大切です。また、特別支援学校や特別支援学級をはじめ、障がいのある人や家族、支援者等との計画的・組織的な交流やふれあいを通して思いや願いを聞いたり、共に考えたりすることも大切です。

また、自分自身や周りの人たちとの関係をふりかえり、様々なある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考える教育実践を積み重ね、共に生きていこうとする態度を育てることが重要です。併せて、保護者への啓発にも努めることが必要です。

###### イ 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自己選択・自己決定を尊重しながら、共生社会の実現に向けて、障がいのある人と障がいのない人とが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの

構築をめざし、特別支援教育を更に推進することが必要です。そのためには、特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒等一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ることが大切です。

障がいのある児童生徒に対しては、一人ひとりにその障がいの程度に応じた個別の教育支援計画を保護者とともに作成することによって、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な支援を行うとともに、支援が適切に引き継がれるようにすることが必要です。特別支援学校は、教育環境の整備と医療・福祉・労働等関係部局や関係機関、大学やNPO等との一層の連携を図り、地域における特別支援教育のセンター的機能を強化し学校間連携を推進することが必要です。また、特別支援学級在籍の児童生徒に加え、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、広汎性発達障がい等の発達障がいのある児童生徒に対しても、教育的ニーズを的確に把握し、柔軟な教育的支援を実施するとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備することが求められます。そして、これらの支援に対し常に評価、見直しを行い、保護者との連携のもと、よりよい支援を図ることが大切です。

このように、障がいのある児童生徒へ適切な支援を行い、自己選択や自己決定の尊重による自立した社会生活をめざすためには、小・中学校に専門性をもった教員を配置すること、直接指導に関わる教員の専門的な知識や技能を向上させること、管理職が中心となり支援体制の整備を図ること、LD等専門員\*1、特別支援教育コーディネーター\*2等校外の人材を有効に活用すること等が必要で

\*1 LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行う教員・事務局職員。

\*2 特別支援学校において、学校内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的職員。

## （２）社会教育

身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくことが必要です。また、人は支え合い、補い合って社会を形成しており、すべての人が社会での役割を持ち、意味のある存在であることを認識し、豊かな心を育み合うものとしての人間関係を築くことが大切です。そのためには、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーの考え方やその具体的な取組、さらにUD、「あいサポート運動」に対する理解や普及等によって、障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消することが求められます。障がいのある人が地域で自立し、共に生活するためには、グループホーム、ケアホーム等地域福祉サービスに対する地域住民の理解を深めることが大切です。また、障がいのある人の自立と就労のためには、企業の障がい者法定雇用率の達成と障がいに対する正しい認識が不可欠です。これらの取組を進めるに当たっては、障がいや障がい者施設等への理解の促進、福祉制度についての情報提供、交流やふれあいの機会を多く設けること等が大切です。

## 第4節 子どもの人権に関する教育

### 1 これまでの取組

我が国は、平成6(1994)年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の批准をしました。この条約は、子どもを保護の対象としてだけでなく、「共に歴史を作るパートナー」として認め、子どもを権利の主体として認めています。しかし、平成22(2010)年に国連・子ども

の権利委員会から3回目の勧告があり、依然として、子どもの権利擁護について不十分な部分があると指摘されています。

学校では、個に応じた学習指導の工夫や、わかる授業をめざした授業改善を行うなど教育を受ける権利の保障を図るとともに、人権侵害や差別を許さない人間関係を育み、子どもたちが安心して学校に通い、それぞれが自己実現を図ることができることをめざしてきました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にしたい教育指導や学校運営が行われるように努めるとしています。

## 2 当事者自身の権利について

「子どもの権利条約」では、子どもは保護を受ける存在であるとともに、権利の主体としての存在であり、大人と同じ社会の構成員として認めるなど子どもの権利保障を明らかにしています。

この条約では、子どもの最善の利益の保障を掲げています。これは、子どもたちを甘やかすことではなく、「子どもの人権を保障することこそが、将来への投資となり、人類の未来を保障することにつながる」という歴史の中で培われた国際的な考えに基づくものです。

この条約で保障された子どもの権利の4つの柱は次のとおりです。

|                        |   |
|------------------------|---|
| ①生きる権利<br>(生存)         | 防げる病気等で命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること。等                |
| ②育つ権利<br>(成長発達)        | 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。等 |
| ③守られる権利<br>(保護)        | あらゆる種類の虐待や搾取等から守られること。障がいのある子どもや少数民族の子ども等は特別に守られること。等 |
| ④参加する権利<br>(市民的自由及び参加) | 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできること。等             |

我が国では、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進等に関して「日本国憲法」をはじめ「教育基本法」や「児童福祉法」、「児童憲章」等において、子どもは人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられなければならないとする児童の権利に関する基本原理や理念が示されています。

そして、子どもたちをめぐる様々な憂慮すべき状況を踏まえ、平成11(1999)年の「児童買春、児童ポルノ\*に係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12(2000)年の「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、平成25(2013)年の「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定等、子どもたちの人権侵害を防ぐための法律が制定されています。

「児童虐待防止法」では、家庭内における児童に対する虐待を明確に定義し、その禁止、その防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定め、虐待を受けた児童を発見した者に速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告することを義務づける等、迅速かつ適切な子どもの保護を行うよう規定しています。特に学校の教職員、その他児童福祉に職務上関係のある者には、児童虐待の早期発見に努めることを義務づけています。今日まで同法の改正を経ながら取組が進められています。

### 【児童虐待防止法の主な改正内容】

通告先に市町村を加えること、「虐待を受けたと思われる児童」を通告義務の対象とすること、

保護者以外の同居人の行為も虐待に含めること、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を心理的虐待に含めること、児童の安全確認等のための立入調査等や保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限を強化すること、児童虐待が児童の人権の侵害であることを明記すること 等

いじめによる自死事件をきっかけに策定された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、①いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害するものであるという認識、②いじめの防止等のための対策の基本理念、③国・地方公共団体・学校の設置者・学校及び教職員・保護者等の責務、④国・地方公共団体・学校におけるいじめの防止基本方針の策定等を示しています。これに基づき、鳥取県教育委員会では平成25（2013）年「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。また、県内すべての学校で、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」が策定されました。

\*児童をポルノグラフィの被写体とするもの。

### 3 子どもの人権に関する課題について

21世紀の社会は、急激な人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行の中で複雑化・多様化し、誰も経験したことのない課題や、これまでの知識や経験の集積だけでは解決が困難な課題が次々と起こる社会であろうといわれます。そういった中、子どもを取り巻く状況は、いじめや暴力行為、体罰、不登校、児童虐待、児童買春、危険ドラッグ\*・薬物乱用等、懸念すべき状況にあります。とりわけインターネットやスマートフォン等を利用することによって、情報が瞬時に広範囲に広がり、削除が難しいため影響が大きく、深刻な人権問題となっています（詳細については第12節に記載します）。

子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなくてはなりません。しかし現実には、権利の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。これらの状況は、相互に関連し合い、今の子どもを取り巻く深刻な状況を示しています。

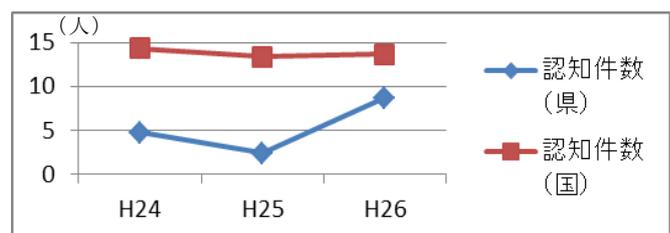
\*違法薬物とよく似た成分を含む危険な薬物。

#### (1) いじめ、暴力行為

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）であり、最悪の場合、被害者が自死に至る事態を招くこともあります。その中には、まちがっていると認識しながら加害者に加担している子どもや傍観的立場の子どもが存在しており、これがいじめを支えていると考えられます。また、児童生徒間、対教師の暴力行為等は低年齢化する傾向にあり、ストレス等により自己コントロールが失われ突然暴力を振るうこともあります。

鳥取県の1,000人あたりのいじめ認知件数は全国平均より低い傾向にありますが、数値に変動も見られることから今後とも注視し続けていく必要があります。\*

\*この間、見直し調査の実施等もあり、数値が大きく変動している。

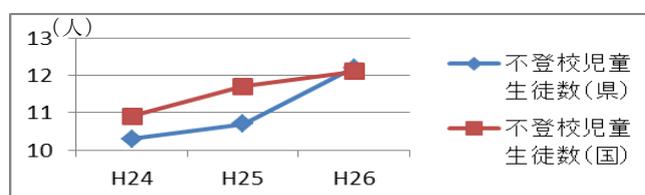


## (2) 体罰

学校教育法で体罰は明確に禁止されているにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。児童生徒への体罰は、教育上の指導とはまったく異なるものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。「厳しい指導の延長として体罰も必要」「部活動指導で気合いを入れる場合は許される」等の誤った教育観・指導観は、厳に改めなければなりません。体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員（部活動等の外部指導者も含める）が明確に持ち、児童生徒の指導に当たることができるよう、具体の事例を想定しながら研修を実施するなど、学校の体罰防止に向けた体制を強化し、学校をあげて取り組む必要があります。

## (3) 不登校

鳥取県の1,000人あたりの不登校児童生徒出現率は上昇傾向にあり、今後も継続した支援が必要な状況です。学校生活や家庭生活等、子どもたちがおかれている様々な状況によって学校に登校できなくなったり、教室に入れなくなったりする児童生徒に対して、その原因や背景を探り、個々の状況に応じた教育を受ける権利をどのように保障していくか課題となっています。



## (4) 児童虐待

子どもを権利の主体として尊重しない家庭や、保護者の義務である子どもの発達段階に応じた適切な子育てが行われない家庭が見られます。また、鳥取県でも経済的困窮、DV等様々な社会的困難を背景として、子育てに悩みを抱える家庭が増加し、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト\*、心理的虐待）等の相談も依然として多く寄せられており、深刻かつ緊急を要する社会的な人権問題となっています。

\*子どもに対する適切な養育を行わないこと（育児放棄）

## (5) 児童買春、児童ポルノ、危険ドラッグ・薬物乱用等

地域社会では、急激な少子化の進行、核家族化の進展、家庭の地域での孤立化、地域社会の子育て環境の未整備等により、子どもを巡る人間関係が希薄になってきている中で、少年非行や児童買春、児童ポルノ、危険ドラッグ・薬物乱用等子どもの健全育成や健康・福祉を害する犯罪が見受けられ、子どもの人権が保障されていない状況があります。

## 4 権利の獲得及び人権を保障するために

### (1) 学校教育

#### ア 子どもの人権に関する学習

「子どもの権利条約」等に基づいて子ども自身が、その権利について正しく学習し、自他の権利の大切さを認めながら、「権利の主体」意識を育てる学習をカリキュラムの中に位置づける必要があります。そして、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるために、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識や、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるコミュニケーション技能、自他の価値を尊重しようとする態度等の資質・能力を育成することが大切です。

また、自他の権利を大切にするとともに社会の中で果たすべき義務や自己責任について考

え、自分たちは保護者や地域の人々等様々な人々に支えられていて、多くの愛情を受け自分たちの生活が守られていることを理解できる学習とすることが大切です。

## イ 子どものエンパワメントの向上

子どもの能力を可能な限り最大限まで発達させるために、一人ひとりに応じた学習指導や「参加型」学習等を通して自ら学び自ら考える力を育成し、個性や能力をみがき自己実現できるようにすることが大切です。また、国際交流や自然体験の機会を積極的に設け、異文化を尊重したり、自然環境を大切にしたりする態度を育むことも大切となってきます。そして、職場体験・体験入学等の活動を通して、子どもが自分の適性や興味・関心に応じて進路を主体的に選択し、自己実現に向けて力が発揮できるようにする必要があります。

## ウ 人権侵害があった場合の子どもへの支援

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、少年非行等子どもをめぐる問題は、お互いに絡み合っている場合が多く、その中には、被害者はもとより、加害者自身が実は人権侵害にあっていることも少なくありません。したがって、一つの現象面だけにとらわれず、それぞれの問題に関連づけながらその背景を探り課題解決を図る必要があります。そして、過度の競争主義、学習の遅れ、子どもたちの人間関係等の観点から、教育活動全般にわたり見直しを図り、子どもが安心して学ぶ学校づくりを進めることが大切です。

中でも、いじめや暴力行為、児童虐待等の人権侵害が明らかになった場合は、まず、被害者の不安を解消するために緊急な対応が必要です。そして、加害者も含めた当事者に対する個別具体的で丁寧な関わりが大切となってきます。とりわけ「いじめ防止対策推進法」が、保護者・地域住民・児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等の取組を進めることを学校の責務と定めていることを踏まえ、学校と家庭や地域が一体となって取組を進めることが大切です。

また、いじめや不登校等問題が多様化かつ複雑化し、スクールカウンセラー\*1に相談したり、専門的見地からの助言を求めたりする機会が増えています。

さらに、多様な家庭環境を背景とした問題に直面している児童生徒の支援を行うスクールソーシャルワーカー\*2の活動により、学校と関係機関との連携体制が年々充実してきています。今後もさらなる体制の強化が必要です。

\*1 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者を配置し、教育相談を充実させるもの。

\*2 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者を配置し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図るもの。

## (2) 社会教育

### ア 子どもの人権についての学習

子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を一層深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習の機会の充実に努める必要があります。その際、地域の子どもの人権侵害の現実、「子どもの権利条約」「児童虐待の防止等に関する法律」「いじめ防止対策推進法」等の趣旨や歴史的経緯を踏まえ具体的に学習を行うことが大切です。

とりわけ、「いじめ防止対策推進法」が、①子どもがいじめを行うことのないよう必要な指導を行うこと、②学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることを

保護者の責務と定めていることを踏まえ、保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備等、家庭教育を支援する取組の充実も大切となります。

## イ 地域の子どもへの支援

子ども会活動やPTA活動等を通して、子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、地域の教育力（人材・風土・文化）を活用しながら、自然体験や社会体験を推進し、子ども同士や子どもと大人との関係をさらに広げて、地域ぐるみで子どもの豊かな人間関係づくりを進めていくことが大切です。そのためにも、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりや、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めることが大切です。また、TV、スマートフォン、インターネット等の情報メディアを主体的（批判的）に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する取組も必要です。

さらに、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等による相談体制を充実させ、関係機関と連携したり、いじめや不登校等の悩みや問題を抱える子どもたちのための地域ぐるみの支援体制を整備したりしていく必要があります。

## 第5節 高齢者の人権に関する教育

### 1 これまでの取組

我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が著しく延び、世界でも有数の長寿国となっています。平成27(2015)年10月現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上高齢者の割合）は26.7%となっています。

平成12(2000)年、介護ニーズの急速な増大、核家族化の進展等による家族の介護機能の低下といった社会状況を背景に、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度について定めた「介護保険法」が施行され、今日まで改正を経ながら取組が進められています。

#### 【介護保険法の主な改正内容】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者への包括的な支援（地域包括ケア）を推進するため、医療と介護の連携の強化や介護サービスの質を向上させること 等

また、高齢者虐待について、高齢者の尊厳の保持のため高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要であるという観点から、平成18(2006)年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、早期発見、早期対応に向けた取組が行われているとともに毎年、同法に基づく対応状況等に関する調査が実施され、結果が公表されるなど、高齢者の人権を守る取組が進められています。

鳥取県では、平成27(2015)年に、「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（鳥取県老人福祉計画及び第6期介護保険事業支援計画）」を策定しました。この計画では、自治会や地域住民による見守り（地域支え愛活動）を推進するとともに、介護が必要な状態となっても、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めていくことを基本理念とし、その実現に努めています。

「人権教育の指導方法等の在り方[第三次とりまとめ]」は、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進するとしています。

## 2 当事者自身の権利について

平成3(1991)年の国連総会で高齢者の人権を保障するための「高齢者のための国連原則(5つの原則=自立、参加、ケア、自己実現、尊厳)」が採択されました。この原則は、平成11(1999)年の「国際高齢者年」や平成14(2002)年の「高齢者問題世界会議」等、その後の国際的な取組の基本原則となっており、我が国においてもこの原則を踏まえた国際交流の取組等が推進されてきました。

平成27(2015)年10月時点の本県65歳以上の高齢者数は約16万9千人、高齢化率は29.7%であり、今後、平成47(2035)年には高齢化率が約36%まで上昇すると見込まれ、県民3人に1人は高齢者になると予測されます。これらのことから、高齢者が生きがいを持ちながら、安心して暮らすことができる、また、地域の重要な一員として尊重される社会の実現が求められます。

これらの課題に対しては、教育や啓発、相談支援体制の充実、社会参加・健康づくりの推進、福祉サービスの質の向上、暮らしやすいまちづくりの推進等の取組が行われています。

## 3 高齢者の人権に関する課題について

県内には平成26(2014)年4月現在、少なくとも2万人程度の認知症の方がおられ、今後も高齢化の進展に伴い増加する見込みです。

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。

また、日常的金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用に係る援助を必要とする、判断能力が不十分な高齢者において、問題の複雑化や同一世帯における複合的な問題等が増加しています。さらに、高齢者の介護を行っている家族や介護施設の従事者等による介護放棄、身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者の人権に関わる深刻な問題として表面化しています。

県内の高齢者の虐待については、平成26(2014)年、県内の養介護施設従事者等による虐待として事実確認された事例が0件、養護者による虐待と判断された事例が76件で、すべて家庭内における養護者による虐待でした。(夫・妻18.8%、息子47.1%、娘14.1%、息子・娘の配偶者7.1%)

電話等の通信手段を用いて被害者をだまし、現金を講座に振り込ませるなどの特殊詐欺については、平成27(2015)年に県内で発生した21件の事件のうち、17件で高齢者が被害者になっています。

## 4 権利の獲得及び人権を保障するために

高齢者の多くは、元気で自立した生活を送っていますが、地域社会の重要な一員として積極的に役割を果たし、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことができる地域づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、今後も継続して、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、成年後見制度の活用を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努め、高齢者をみんなで支えあい、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できる社会の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

## (1) 学校教育

高齢者の人権を学習する際には、「高齢者のための国連原則」を踏まえて学習することが大切です。高齢者を取り巻く様々な社会保障制度の理解と併せてUD等の考え方を学習に取り入れていくことが必要です。また、高齢者の人権侵害の実態を知り、その解決に向けた取組への理解を深める必要があります。

そして、高齢者の経験や知識を児童生徒との交流学习や地域での活動の中で生かしていくことが大切です。また、高齢者の思いや願いを受け止め、生きがいや生きている喜び、命の尊厳が実感できる環境づくりが大切です。

## (2) 社会教育

### ア 高齢者の人権に関する教育の充実

高齢者の人権を学習する際には、「高齢者のための国連原則」を踏まえながら高齢者を取り巻く現行の様々な社会保障制度の理解と併せてUD等の考え方を学習に取り入れていくことが必要です。また、高齢者虐待等、高齢者の人権侵害の実態を知り、その解決に向けた取組への理解を深める必要があります。

学習においては、当事者の思いや願いを受け止めることが大切であり、高齢者の介護に関する具体的な事例を取り上げたり、ロールプレイや高齢者疑似体験を行ったりすることが効果的です。また、高齢者との交流を進めていくことも高齢者への理解を深める上では大切です。

### イ 高齢者の学習活動の充実

高齢者自身の自立支援や高齢者の自己決定、自己実現が図られるために、高齢者の経験や知識を地域全体で生かしたり、高齢者が、各人の健康や能力に応じ、地域の中でボランティア、就業、あるいは起業といった社会参画をしたりしてその能力を生かすことができる環境づくりが求められます。

高齢者の持つ人生経験と学習内容を発展的につなぎ、より高い能力の獲得と自己実現を図ることのできる学習機会の提供をそれぞれの地域で積極的に行うことが必要です。

## 第6節 外国人の人権に関する教育

### 1 これまでの取組

県内に在住する外国人は、約4,100人（平成28年末現在）であり、県人口の約0.7%にあたります。国籍（地域）別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム等60の国と地域の方々が在住されています。

最近の傾向として、在住外国人の総数は増加傾向にあり、これはアジア諸国（中国、東南アジア地域）から受け入れている「研修・技能実習生」の増加に起因しています。加えて、「永住者」、「日本人等の配偶者」等の県内に生活基盤を築き永住しようとする外国人の方々も増加傾向で、これらは1980年代以降に来日された方々（ニューカマー）です。一方、過去の我が国による植民地支配等様々な歴史的経緯により定住されるようになった方々とその子孫（オールドカマー）は減少傾向となっています。

このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていけるよう、日本語クラスの運営や外国人生活相談窓口の設置、専門通訳ボランティアを派遣するなどのコミュニケーション支援等に取り組んでいます。

鳥取県教育委員会では、環日本海諸国をはじめ様々な国々との学校間交流やスポーツ交流等の国際交流事業を推進してきました。また、日本語の苦手な保護者に学校生活の状況を案内するための9言語版の「学校生活ガイドブック（小・中学校編）」の作成、日本語指導が必要な高校生への指導に係る加配措置等を行ってきました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重していく観点からの取組が求められるとしています。

## 2 当事者自身の権利について

平成8(1996)年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」が国内において発効し、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることが求められています。また、国連の児童の権利委員会は、政府報告への平成22(2010)年の最終見解の中で、外国人学校への補助金の増額や大学入学試験への差別的でない取扱いを求めています。

国内では、平成21(2009)年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、研修生・技能実習生の保護の強化を図る観点から、実務研修中の研修生等が労働関係法令上の保護を受けられるよう変更されました。また、「国籍法」も改正され、出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本国籍を取得することが可能になりました。

平成21(2009)年、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が施行されたことに伴い、平成24(2012)年に「外国人登録法」が廃止され、新たな在留管理制度、特別永住制度が導入されました。\*

平成28(2016)年には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねないとして、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

この間、鳥取県では、外国人の生活相談窓口の設置や一部の職種を除く県職員並びに教員の採用についての国籍条項の撤廃等に取り組んできました。

現在、日本国籍を有しない外国人には、法律上参政権が与えられていませんが、この外国人参政権については、平成7(1995)年の最高裁判決において、一定の外国人に地方選挙権を付与することに関し立法裁量を認める判断が示され、その後も、国会や地方議会において様々な議論がされています。この問題については、国際社会の動向等も参考にしながら、多角的に議論をすることが求められています。

\*在留する外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付。

## 3 外国人の人権に関する課題について

様々にある偏見や差別により、外国人\*自身が本名ではなく通称名を用いる状況や自分のルーツを否定的に捉える状況、文化や学校制度の違い、日本語の習得と母国語の保持（習得）との間での葛藤等から、日常生活や学校生活に対して不安や悩みを抱えている状況等があります。

地域社会において、外国人に対して、言語をはじめ文化や宗教、習慣等の違いによる入居・入店拒否、就労の障害、ヘイトスピーチの問題等、様々な問題が存在しています。

そのため、様々にある偏見や差別が、外国人の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大

切です。

\*外国人の人権をめぐる問題は、国籍に起因するものだけではなく、外国にルーツを持つ人をめぐる問題として考える必要があるため、本方針における「外国人」には、「現在は日本国籍を有しているが外国にルーツを持つ人」も含むものとしている。

#### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

##### (1) 学校教育

###### ア 国際理解教育の推進

鳥取県教育委員会では「国際理解教育」において、その目標に基本的人権の尊重を明示しています。外国人の人権に関する問題を学習する際には、人権尊重を基盤としながら異なる文化、宗教、習慣等における多様性を受け入れ、これを尊重し、偏見や差別の解消に取り組む意欲や態度を身につけられるよう、学習を推進することが大切です。特に、自校に在籍する児童生徒のルーツ国や鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、留学生、帰国子女、地域に住む外国人等、異なる文化を持つ人との交流を活発に行うなど、外国人の文化、言語、習慣、宗教等についての理解を深められるよう工夫することが重要です。

###### イ 外国人の児童生徒等およびその保護者への支援

一人ひとりの外国人の児童生徒等の学力や日本語能力の実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導が大切です。また、教育関連情報をできる限り多言語で提供するとともに、母国の文化や言語を学習する機会を保障するなど、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を行うことが大切です。

##### (2) 社会教育

外国人の人権に関する学習課題として、外国人のおかれている現状を知らないということがあります。言語をはじめ文化や宗教、習慣等の違いによる入居・入店拒否、就労の障害等、地域社会にある課題について小地域懇談会等を通じて具体的に学習することが重要です。外国人に関する様々な問題は、当事者の日常生活に大きな影響を及ぼす問題です。したがって、外国人が地域で暮らす同じ住民であるという意識を高め、共生社会の実現に向けた行動化を促すような学習をしていくことが大切です。そのためには、異なる文化を持つ人が相互に交流を行うなど、外国人の文化、言語、宗教、習慣等についての理解を深められるよう工夫することが大切です。併せて、外国人が安心して生活・滞在できるよう、日本語習得の機会を提供したり、教育関連情報をできる限り多言語で提供するなど配慮に努めることが大切です。

#### 第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育

##### 1 これまでの取組

子どもたちの中には、アトピー性皮膚炎で悩んでいたり、表面的にはわからなくても内臓疾患やてんかんや食物アレルギーがあつたりするなど、病気にかかっている子どもがいます。学校では、こうした病気にかかっている子どもに対して、プール入水時や給食時の配慮、補充学習等、子どもたちの教育を受ける権利の保障や自己実現を図るために、様々な支援体制を整えてきました。

インフルエンザ等の感染症については、健康教育の中で、健康な生活を営むため、病気の予防という観点で、正しい知識と対処の仕方について学習しています。また、社会問題として、

水俣病等を引き起こした公害についても、原因やその人権問題の学習がなされてきました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、ハンセン病患者・回復者、H I V感染者・エイズ患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取り組むこと、その際、保健体育担当教員や養護教諭との連携を図ること、啓発資料を適切に活用することが重要であるとしています。

この節は、広く病気にかかわる人\*1を対象としますが、過去にハンセン病、H I V感染症等の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要であること、そして、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことが必要であることから、ハンセン病、H I V感染症・エイズ\*2、難病に重点を置きながら記述を進めていくこととします。

\*1「病気にかかわる人」とは「病気の患者・感染者・回復者及びその家族」のほか、医療・保健関係職員等病気にかかわる業務に従事している人をいう。

\*2後天性免疫不全症候群をエイズ、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが後天性免疫不全症候群を発症していない状態をH I V感染症という。

## （1）ハンセン病

ハンセン病については、我が国ではその認識の誤りが明らかになってからも、国策により隔離政策が継続され、教育現場の中でも児童通学拒否事件（黒髪校事件）\*や不正確で社会不安を誘発する教科書記述の問題等、ハンセン病やハンセン病患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別が助長されてきました。平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。

鳥取県では、平成13（2001）年のらい予防法違憲国家賠償訴訟判決を契機に、知事が「無らい県運動」を積極的に推進した県の責任について公式に謝罪しました。そして、療養所への訪問、講演、啓発資料刊行、児童生徒を対象とした学習会等、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け取り組んでいます。また、鳥取県教育委員会でも平成13（2001）年に人権教育副読本を刊行するなど各学校での取組を支援してきており、ハンセン病にかかわる人の人権についての学習が展開されてきました。

\*ハンセン病療養所に入所させられた親を持つ児童の地元小学校への通学が拒まれた事件。

## （2）H I V感染症・エイズ

H I V感染症については、医学の進歩により、正しい知識と通常的生活行動で感染防止が可能な疾患となり、感染しても早期発見及び早期治療により社会の一員として生活を営むことができるようになりつつあります。しかし、エイズ患者が初めて日本で確認された昭和60（1985）年当時、病気に対する情報不足や誤った認識から、H I V感染者・エイズ患者に対して偏見や差別が生まれ、H I V感染症・エイズへの積極的な対応が教育に求められました。

鳥取県教育委員会では、平成6（1994）年以降、「性教育・エイズ教育指導の手引」（幼稚園・小学校・中学校・高等学校編）を作成し、教育活動全体を通じてH I V感染症・エイズに対する正しい理解とH I V感染者・エイズ患者に対する偏見や差別の解消をめざし取り組んできました。

### (3) 難病

平成27(2015)年に、難病患者の社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを基本理念とする「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する正しい知識の普及・相談体制の充実等が図られています。

鳥取県では、病院間の連携を図って重症難病者の医療・療養環境の整備を行うことを目的として、鳥取大学医学部附属病院に設置された鳥取県難病医療連絡協議会と鳥取県難病相談・支援センター、さらに各保健所の協力体制を強化するとともに、難病患者及びその家族に対し、難病支援に関する情報提供を行っています。

また、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、保健師による訪問相談、専門医師等医療スタッフによる訪問指導、診療等適切な療養の提供に努めています。

さらに、ホームヘルプサービス、医療機関への一時的な入所、日常生活用具の給付等、地域における難病患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促しています。

## 2 当事者自身の権利について

H I V薬害訴訟\*の和解、「らい予防法」の廃止を契機に、「伝染病予防法」が抜本的に見直される中、「エイズ予防法」「性病予防法」は統廃合され、平成11(1999)年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、平成18(2006)年の改正で、国や地方公共団体が行う感染症予防・まん延防止の施策は、感染症患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等の人権を尊重しつつ推進されることが基本理念として明記されました。

医療現場においては、患者や家族と医療従事者との信頼関係に基づき、患者や家族が病気や治療方法等を正しく理解し合意をしたうえで、医療の提供を受けること(インフォームドコンセント)が非常に重要な原則となっています。また、主治医以外の医師による助言(セカンドオピニオン)に関する情報提供を行うことが重要です。さらに、プライバシーの保護及び個人情報流出防止のため、行政、教育及び医療等の関係機関の職員の意識の高揚と対応の徹底が求められています。

\*H I Vの混入した血液製剤でH I Vに感染した血友病の患者等が国と製薬会社に賠償を求めた訴訟。

## 3 病気にかかわる人の人権に関する課題について

教育現場の中には、教職員自身の病気に対する十分な認識がないことによる子どもやその家族への不十分な対応や支援、子ども同士での言葉を使つての仲間はずし等の状況があります。

ハンセン病問題では、隔離政策によりハンセン病患者の社会復帰を阻んできた歴史的背景から、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別が存在しており、引き続き学習会や交流会等の開催等により、ハンセン病問題について県民全体の理解を得ていくことが必要な状況です。

国内の新規H I V感染者・新規エイズ患者数は横ばい状態が続いています。疾患についての正しい知識や理解の不足から、H I V感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しており、正しい知識の普及啓発に努め、偏見や差別を解消しH I V感染者・エイズ患者を含むすべての人が安心して暮らせる社会を構築することが重要です。

難病は、原因不明で治療法も未確立であり、経過が慢性的で、その治療が非常に長期にわたることから、難病患者が日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく、介護等の多くの負担が生じ、難病患者及びその家族の大きな肉体的・精神的負担が生じています。また、難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって、

思うように就労できない場合もあります。

#### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

##### (1) 学校教育

###### ア 病気にかかわる人の人権に関する教育の充実

病気についての理解を深め、患者・感染者・回復者及びその家族等病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすために、児童生徒の発達段階を踏まえながら、性教育や健康教育の充実を図ることが大切です。

特に、ハンセン病、HIV感染症・エイズ、難病の病気にかかわる人の人権については、地域や児童生徒の実態及び発達段階に応じて、プライバシーの権利の保障に配慮しながら適切に学習を進めることが重要です。その際、患者・感染者等の権利回復の歴史に学ぶとともに、それぞれの病気にかかわる人の思いや願いをしっかりと受け止めていくことが大切です。

###### イ 病気にかかっている子どもへの支援

病気にかかっている子どもやその家族の不安や悩みを軽減できるよう、医療機関、関係団体等と連携し、学校としての相談体制や支援体制を一層充実させる必要があります。長期入院している児童生徒については、院内学級等により教育を受ける権利を保障し、児童生徒の自己実現が図られ、自立して社会参加ができるよう必要な支援を行う環境を整える等の配慮をしなければなりません。その際、家庭との連携を十分にとり、本人及び家族の思いや希望を受け止めていくことが大切です。

##### (2) 社会教育

患者・感染者・回復者及びその家族等病気にかかわる人のプライバシーの権利が保障されて安定した日常生活を営むことができるよう、病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすための住民啓発・教育を適切に進める必要があります。

そのために、講演会、啓発パンフレットの配布等による正確で適切な情報を提供したり、病気にかかわる人の思いや願いを聞く機会を提供したりするなどの取組が求められます。そして、その中で、病気にかかわる人に対しての自分自身の考え方や生活の在り方を振り返ることが大切です。

#### 第8節 刑を終えて出所した人の人権に関する教育

##### 1 現状と課題

平成20(2008)年、「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を整理・統合した「更生保護法」が施行されました。これにより、国の責務として、保護観察官らの指導や監督の権限が強化される一方で、住居、就業等生活環境の調整を行うなど受刑者等の円滑な社会復帰が図られてきました。

鳥取県においても、法務省が毎年7月に地域住民の理解と参加を得て実施している「社会を明るくする運動」等の啓発活動を通して、地域社会における偏見や差別意識の解消に向けた意識啓発を図るとともに、保護司をはじめとする地域の人々の協力を得ながら、保護観察や生活環境調整等を実施してきました。

さらに、高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等）につなげるための準備

を、保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センターを設置し、社会復帰の支援を推進しています。支援に当たっては、自治体間や福祉関係機関との連携が必要です。

一方、刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見・差別意識が存在しており、就職や住居の確保が困難になったり、中には悪意のある噂が流布されたりするなどの問題が起きており、刑を終えて出所した人の社会復帰は極めて厳しい状況にあります。

また、矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院等）入所者の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する人も数多く存在しています。

そのため、高齢者等の中には退所しても生活困窮や孤立によって再犯に繋がっている状況もあり、再犯防止に向けた取組が必要となっています。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報の取扱いに十分配慮する必要があります。

## 2 人権を保障するために

刑を終えて出所した人の社会復帰に向け、保護観察所等の国の機関によるものをはじめ、保護司や各種民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって様々な支援が行われています。

刑を終えて出所した人の人権に関する学習を行う際には、様々にある偏見や差別が、刑を終えて出所した人の人権に関する問題のとらえ方にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。

### (1) 学校教育

学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、刑を終えて出所した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

### (2) 社会教育

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、地域社会にある偏見や差別意識の解消に向けた取組を進め、すべての人が社会での役割を持ち、重要な意味ある存在として関わり合いを持ちながら生活していることを認識し、豊かな人間関係を築くことが大切です。

## 第9節 犯罪被害者等の人権に関する教育

### 1 現状と課題

刑法犯認知件数及び交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、県内に暮らす人が被害に遭う事件・事故は多く発生しています。

こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、犯罪被害者等\*1に対する社会の理解は十分とは言えず、犯罪被害者等は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、報道取材によるプライバシーや私生活の侵害等、被害後に生じる副次的な被害(二

次被害)にも苦しめられることがあります。

平成 17(2005)年、「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました(第 3 次計画:平成 28(2016)～平成 32(2020)年度末)。これにより、①損害回復・経済的支援等、②精神的・身体的被害の回復・防止、③刑事手続への関与拡充、④支援等のための体制整備、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保の 5 点を重点課題としながら、犯罪被害者等のための施策が総合的に推進されてきました。

鳥取県においても、平成 20(2008)年、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、平成 21(2009)年には犯罪被害者等の具体的支援策を盛り込んだ「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」を策定し、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進してきました(第 3 期:平成 26(2014)～平成 28(2016)年度末)。

犯罪被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには犯罪被害者等支援の気運の醸成が不可欠です。とっとり被害者支援センター\*2の存在や地域における犯罪被害者等支援への理解を県民に広く浸透させていくためには、広報、啓発等を一層継続していくことが必要です。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、学校教育において犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを認識し、自らの問題として考えると同時に、個人情報等の取扱いについて十分な配慮を行うことが必要となるとしています。

\* 1 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った人及びその家族又は遺族をいう。

\* 2 とっとり被害者支援センターは、平成 20(2008)年に民間の被害者支援団体として設立され、平成 24(2012)年に公益社団法人として認定された。

|           |              |         |              |         |
|-----------|--------------|---------|--------------|---------|
| ＜最近の相談件数＞ | 平成 24(2012)年 | 2 4 2 件 | 平成 25(2013)年 | 1 5 3 件 |
|           | 平成 26(2014)年 | 1 3 8 件 | 平成 27(2015)年 | 2 0 1 件 |

## 2 人権を保障するために

犯罪被害者等への支援に当たっては、県と市町村が連携しながら、犯罪被害者等の置かれた環境や心身の状況に精通した専門家(臨床心理士等)の確保及び紹介、支援制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援に携わる者への研修、犯罪被害者等問題に関する調査研究等に取り組むことが大切です。

また、犯罪被害者等の権利や尊厳が損なわれることなく、適切な支援を受けられる環境が整っていることが重要であり、学校や地域社会における理解を深めることが大切です。

### (1) 学校教育

学校教育において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、犯罪被害者等にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

また、犯罪被害者等の人権について学習する際には、鳥取県警察及び公益社団法人とっとり被害者支援センターが行っている「命の大切さを学ぶ教室」を活用するなど、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機会の充実を図ることと併せ、刑事手続への参加の在り方、マスメディアの取材や報道の在り方等に関わる学習の中に適切に位置づけ、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した取組とすることが大切です。

## (2) 社会教育

各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした広報活動や講演会等を通して、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識の醸成を図ることで、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した取組とすることが大切です。

### 第10節 性的マイノリティの人権に関する教育

#### 1 現状と課題

性的マイノリティとは、性同一性障がい者等の性自認に関して少数派である人、同性愛者や両性愛者等の性的指向\*1に関して少数派である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等を指し、LGBTという言葉で表すこともあります\*2。

性同一性障がいとは、生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致しない状態を言う医学用語です。この障がいのある人は、自分の身体の性に違和感を持つとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされてきました。この障がいは、世界保健機関（WHO）の定める国際疾病分類に位置付けられ、国内では、日本精神神経学会が平成9（1997）年に策定した「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」において医療の対象とされ、性別適合手術等の治療が行われるようになりました。平成16（2004）年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に子がいないこと条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20（2008）年の改正により③を「現に未成年の子がないこと」に緩和）。

性的指向は、恋愛感情等の性的意識がどの性（異性、同性、両性）に向かうのかという、人間の性に関わる意識や感覚であり、人によって同じではありません。異性愛でない場合は「性的異常」として誤って受け止められていた時代もありましたが、今日では性的指向の一つとして受け入れられるべきものと考えられています。

平成23（2011）年、国連人権理事会で「性的指向及び性同一性に関する決議」が採択され、この問題に関する調査及びパネル・ディスカッション（討論）が実施されました。国連の政府間機関がこの問題を正式に討論するのは、これが初めてのことで、国連がその後、性的指向や性同一性を理由とする暴力と差別から人々を守るための取組を推進する上で重要な契機となりました。

我が国においては、平成27（2015）年、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知を出し、学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援、卒業証明書等への対応、保護者との関係、教育委員会等による支援等に係る配慮事項を示すとともに、学校における支援の事例を以下のように示しました。

| 項目    | 学校における支援の事例  |
|-------|--|
| 服装    | ・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。                         |
| 髪型    | ・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。                        |
| 更衣室   | ・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。                               |
| トイレ   | ・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。                              |
| 呼称の工夫 | ・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。<br>・自認する性別として名簿上扱う。 |
| 授業    | ・体育又は保健体育において別メニューを設定する。                           |

|        |   |
|--------|---|
| 水泳     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。</li> <li>・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。</li> </ul> |
| 運動部の活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自認する性別に係る活動への参加を認める。</li> </ul>   |
| 修学旅行等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。</li> </ul>  |

鳥取県では、数次にわたり、申請書等において人権に配慮することを目的に、各種申請の記載事項（性別、本籍、学歴等）及び添付書類（住民票、戸籍謄本等）について見直しを行い、不必要なものを求めることを取り止め、「性別」等についても不必要なものは記載を求めないようにしてきました。県内の市町村でも、同様に各種申請書等の公文書について不必要な「性別」等の記載を省略するよう取り組まれつつあります。

現在、学校や地域での学習等を通して性的マイノリティについて理解され始め、これを理由とした差別的取扱いが不当であるという認識が広がりつつあります。しかし、特に性同一性障がいに関して、診察や治療が受けられる医療機関数が限られている（鳥取県には専門的な治療を受けられる医療機関がない）など、医療福祉面における問題が生じています。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、「性的指向を理由とする偏見・差別」「性同一性障害者の人権」を「その他の人権課題の例」として示しています。

\* 1 sexual orientation の訳。客観的に方向性を表す「指向」を用い、好みを表す「嗜好」、意志を含めた「志向」と区別する。

\* 2 L：レズビアン (Lesbian 女性同性愛者)、G：ゲイ (Gay 男性同性愛者)、B：バイセクシュアル (Bisexual 両性愛者)、T：トランスジェンダー (Transgender 生物学的な性と性自認が一致しない状態を表す、医学用語としての性同一性障がいより広い概念)。

## 2 人権を保障するために

性的マイノリティに対する根強い偏見や差別がいまだにあることから、性的マイノリティ自身が自尊感情をもてない、自己決定、自己選択、自己表現を適切にできないなど様々な問題が生じています。そのため、様々にある偏見や差別が、性的マイノリティの人権に関する問題にどのように影響しているのかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。

### (1) 学校教育

性教育を通じて、人間の性を人格の基本的な部分として総合的にとらえ、科学的認識を深めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにすることが重要です。その際、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが大切です。

また、性的マイノリティの児童生徒は、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、家族にも相談できないなど、心身への負担が過大なものとなることが心配されます。特に思春期は、身体的には生殖にかかわる機能が成熟し、精神的には自己形成の時期であることから、より深刻な状況に陥ることも考えられます。そのため、保護者の意向にも適切に配慮しつつ、児童生徒の実情を丁寧に把握し、不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場に立って、個別の事案に応じてきめ細やかに対応することが必要です。学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等、教職員等がそれぞれの立場から協力して対応すること、また、必要に応じて関係医療機関等と連携することが重要です。

## (2) 社会教育

嫌がらせや侮辱的な言動、雇用における障壁、職場における不適切な処遇等、具体的な問題を通して自分自身や周りの人たちとの関係をふりかえり、様々にある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考える学習を積み重ねていくことが大切です。また、安心して保健、医療、福祉並びに行政のサービスを受けることができ、権利が保障されるために、関係機関従事者等の認識を深めるとともに、地域、職場での理解を図るようにすることも大切です。

### 第11節 生活困難者の人権に関する教育

#### 1 現状と課題

平成27(2015)年の国民生活基礎調査によると、年間所得が200万円未満の世帯の割合は20.0%でした。また、平成24(2012)年に実施された同調査では、相対的貧困率\*1は16.1%と国民の約6人に1人が貧困状態であることが示されています。一方、女性についてみると、勤労世代(20歳から64歳まで)の単身女性は3人に1人が、未成年の子どもがいる母子世帯では57.6%が、貧困状態にあることが示されています。また、OECD(経済協力開発機構)調査における相対的貧困率は1980年代半ばから上昇しており、日本において所得格差が広がっていることを表しています。

この原因としては、高齢化、単身世帯の増加、そして賃金格差が考えられます。

これらのうち賃金格差については、その要因に経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、労働者派遣制度の制定・対象業務事業の拡大、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態(非正規雇用)が増加したこと等が挙げられます。昨今では、派遣や非正規といった不安定な雇用形態と低賃金に苦しむ、ワーキングプア\*2と呼ばれる人が急増し、社会的に大きな問題となっています。

これらに加え、住居を失うなどにより生活が困窮する状況が生じており、雇用の維持・安定を図って再就職を促進する支援と、住居の確保等生活安定のための支援との両面から一体として行っていくことが必要です。

こうした中、平成27(2015)年の「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活保護を受給する前段で、生活困窮者の抱えるさまざまな問題解決を支援することが可能になりました。

鳥取県では、離職や就職困難な状態に陥ること等により生活困窮に直面した人については、早期就労に結びつくよう県及び市町村に設置した就労支援員による個別の相談対応、職場体験講習等の実施、職業訓練の斡旋等の支援を行っています。

特に、就労が可能で、高い就労意欲のある人々に対しては、国の機関や民間企業等と連携して、就労に向けた重点的な支援を推進しています。

また、生活保護受給者に対しては、一人ひとりの実態に応じた生活保障及び自立支援の取組が行われています。

\*1 等価可処分所得(各世帯の実質的な所得水準)の中央値の半分=その社会における貧困線に満たない世帯の割合。

\*2 正規雇用(正社員)と同じように働いても貧困から抜け出せない就業者のこと。

#### 2 人権を保障するために

生活困難者の人権に関する学習を行う際には、社会における企業の役割と責任、社会保障等において国や地方公共団体が果たしている役割について考え、経済に関する課題を解決しよう

とする態度を育成することが大切です。併せて、様々にある偏見や差別が、非正規雇用等による生活困難者の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。

### (1) 学校教育

学校教育において、生活困難者の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、経済的な生活困難に直面した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

また、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神とを関連づけながら理解を深めることが大切です。さらに、社会保障の充実等において国や地方公共団体が果たしている役割について理解を深め、これからの福祉社会のめざすべき方向について考えることが大切です。

### (2) 社会教育

社会教育では、身近で具体的な事例を取り上げながら、企業が消費者や株主・従業員の利益の増進のために担っている役割について理解を深めるとともに、雇用施策・福祉施策の在り方について考えることが大切です。

## 第12節 インターネットにおける人権に関する教育

### 1 現状と課題

情報発信技術の飛躍的な発展により、インターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。また、インターネットに接続可能な端末も多様化（パソコン・スマートフォン・携帯電話・タブレット・携帯ゲーム機・音楽プレーヤー等）しています。すなわち、情報を主体的・批判的に読み解き、メディア（情報を伝達する媒体）を主体的に活用し、メディアを通じて、特に相互作用的にコミュニケーションするなどの能力が今まで以上に求められる社会となっているのです。

一方、インターネットによる情報の受発信の容易性や匿名性といった事情もあいまって、倫理観の欠如した無責任な情報発信、人種差別や部落差別を助長する書き込み、プライバシーの権利の侵害、誹謗中傷による名誉毀損やいじめ、児童ポルノの流通による性的児童虐待等、これまで述べてきた様々な人権問題はインターネット上でも発生しています。

これらのインターネットにおける問題は、情報が瞬時に広範囲に広がり削除が難しいことから影響が大きく、深刻な人権問題となっています。平成14（2002）年の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ\*責任制限法）」施行以降は、権利を侵害されたとする者からの申出等によってプロバイダ等が侵害情報の送信防止措置を講じることが期待されており、同法の趣旨を踏まえて侵害情報の削除要請ルールを公表して送信防止措置を講じるプロバイダ等も多数存在します。また、地方法務局等の法務省人権擁護機関は個人の相談に応じてプロバイダ等へ侵害情報の削除要請を行っています。しかし、プロバイダ等には送信情報の常時監視義務はなく、侵害情報の発信が頻繁であるため、侵害情報は頻繁に流通しています。

本県では、平成27(2015)年に「インターネットの利用に関するアンケート」を実施しました。インターネットの利用率は小学校6年生で約80%、中学校2年生で約86%、高校2年生で約96%となり、利用機会の拡大と利用の低年齢化が進んでいます。インターネットの危険性について

説明を受けたり、学んだりした経験については、「学校で教えてもらった」が約80%で最も多く、次いで「家の人（保護者等）に教えてもらった」が約38%、「テレビや本・パンフレットで知った」が約34%となっています。一方、「特に教えてもらったり、学んだりしたことはない」は約6%となっています。

また、小学校6年生の約13%、中学校2年生の約28%、高校2年生の約38%が「何らかのトラブルを経験したことがある」と回答しており、「人間関係のトラブルがあった」「勝手に写真や個人情報を掲示板等に載せられた」「メール等による悪口を送られた」等誹謗中傷、無許可による画像掲載等のトラブルも増加しています。

トラブルにあった時の相談先は、主に「家族」や「友人」等身近な人が主ですが、学年が上がるにつれて家族よりも友人に相談することが増える傾向にあります。学年が上がるにつれて、「放っておいた（誰にも相談しなかった）」とする割合も高くなっています。

また、「使いすぎて睡眠不足になった」「メール等が気になりスマートフォン等が手放せない」等の依存傾向を示す回答も学年が上がるにつれて増加しており、健康な育ちが損なわれているような状況がうかがわれます。

\*インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

## 2 人権を保障するために

鳥取県においては、平成21(2009)年に「鳥取県青少年健全育成条例」を一部改正し、インターネット上の有害情報への対応を強化しました。平成26(2014)年の改正では販売業者の説明義務や保護者の監督責任を盛り込みました。

鳥取県教育委員会では、メディアの送り手を含めた関係団体等で組織する協議会及びNPO法人等と連携し、研究集会や草の根的な学習会を実施し、地域や保護者の啓発に取り組んできました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解するための教育の充実を図るとしています。

### (1) 学校教育

学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえながら、主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力、自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや危険回避等情報を正しく安全に利用できること等の情報モラルを育てる教育を推進することが大切です。

### (2) 社会教育

社会教育においては、市町村等が実施している小地域懇談会を有効に活用するなど、家庭・地域・職場等あらゆる場を通じてインターネットにおける人権に関する内容を取り上げ、学習活動を行うことが大切です。プライバシーの権利について理解することはもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法等について理解を深めるなど、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した取組とすることが重要です。

## 第13節 ユニバーサルデザインの推進

### 1 現状と課題

ユニバーサルデザイン（UD）とは、「障がいの有無、年齢、性別、言語等、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境等をデザインすること」です。本県では、県民が集まる公共施設等においてUDの考え方を取り入れた施設づくりを推進しています。

UDは、製品や建物等のデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、学校・家庭・地域・職場で個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備にUDの考え方を取り入れ、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方にまで発展させていこうとする動きが広がってきています。一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざして、引き続き、他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらうための学習の機会を提供し、UDの考え方を広めていくことが必要です。

鳥取県では、平成17(2005)年から県民や地域、企業等を対象とした出前講座や研修会、啓発キャンペーン等の普及活動を行っています。さらに平成21(2009)年度からは、学校教育において児童生徒を対象とした出前授業を行っており、年々、授業の実施を希望する学校が増加しています。

しかし、平成26年の鳥取県人権意識調査によると、UDについて「内容・意味についてよく知っている」と答えた方は21.6%であるのに対し、「言葉は聞いたことがあるが、内容、意味についてはよく知らない」と答えた方は32.1%であり、認知度は決して高いとは言えません。UDの考え方を周知するための積極的な取組が必要です。

また、平成26(2014)年からカラーUD（多様な色覚\*に配慮して、できる限りすべての人に情報が正確に伝わるよう、色の使い方や文字の形等に配慮すること）も積極的に進めているところですが、県民にあまり知られていない現状があり、研修会やセミナー等を開催するなど、広く県民に普及啓発していく必要があります。また、不特定多数が使用する県内の公共施設や文化施設、医療機関等に設置してある案内板等について、県内施設が、だれでも「わかりやすい色づかいになっているか」の点検を含め、改善及び整備を促していく必要があります。

\*視力に問題はないが、赤と緑の色が見分けにくいなど、一般的な色覚者と色の見え方が異なる人は「色弱者」と呼ばれる。我が国では男性の20人に1人、女性の500人に1人が色弱者であり、社会全体では320万人になると言われている。

### 2 人権を保障するために

学校教育・社会教育における出前授業や各種講座等を通じて、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるというUDの考え方への理解が進むよう、人権を侵害される関係に置かれている当事者が発信する声に耳を傾けたり、学習集団の中にある困り感の克服を共に考えたりするなど、様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育の取組を充実させることが重要です。

## 第14節 様々な人権にかかわる教育

これまでにあげた個別的人権問題の他にも、私たちの周りには様々な人権問題が存在しています。差別のない真に人権が尊重される社会づくりに取り組む中で、すべての人の自己実現を図る教育を推進することが重要であることを確認した上で、ここでは6分野の人権問題にかかわる現状と課題及び鳥取県の取組を紹介します。これらの人権問題にかかわる教育を推進するに当たっては、当該分野の関連法規及び当事者への理解、個人情報 の適正な取扱いが必要で

あることを再度確認しておきます。

## (1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

### ア 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消す事件が続けて発生し、北朝鮮当局により拉致されたのではないかとの疑いももたれています。

鳥取県には、昭和52(1977)年に行方不明になり、平成18(2006)年、日本政府により拉致被害者と認定された松本京子さん(米子市出身)の他にも、拉致されたと疑われる失踪者がいます(右表参照)。

北朝鮮当局は、平成14(2002)年の日朝首脳会談において初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。これを受け、同年、5名の拉致被害者の帰国が実現しました。

国際連合は、平成15(2003)年以来毎年、北朝鮮に対して拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国においては、平成14(2002)年、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として、国と共に帰国した被害者等の自立を促進し、生活基盤の再建等に資するため、必要な施策を講じることが定められました。平成18(2006)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権法)」が制定され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務であると定められました。さらに、平成20(2008)年に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が「その他の人権課題の例」として示されました。平成23(2011)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、学校教育において拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが盛り込まれました。

| 年    | 主な出来事                        |
|------|------------------------------|
| 1969 | 上田英司さん行方不明に                  |
| 1975 | 木町勇人さん行方不明に                  |
| 1977 | 松本京子さん行方不明に<br>古都瑞子さん行方不明に   |
| 1988 | 矢倉富康さん行方不明に                  |
| 2002 | 日朝首脳会談<br>(北朝鮮が拉致を認める)       |
| 2006 | 「北朝鮮人権法」制定<br>松本京子さんの拉致被害認定  |
| 2011 | 人権教育・啓発基本計画一部変更<br>(拉致問題を追加) |

### イ 鳥取県の取組

鳥取県では、拉致被害者及びその家族等の早期帰国を願い、帰国後の心身の健康、生活基盤の再建を円滑に実現するため、米子市等関係市町と連携して拉致被害者の帰国後支援体制の構築に取り組んでいます。また、学校教育において拉致問題等に対する理解を深めるための指導資料(教職員用)を刊行するとともに、拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、拉致被害者御家族等を講師とする人権学習会、出前説明会、パネル展示等を行っています。さらに、国に対して拉致被害者の早期帰国の実現を要望しています。

## (2) 東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題

### ア 現状と課題

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した原子力発電所事故により、周辺住民に避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。平成28(2016)年7月25日現在、県内には58

世帯、135 人の人が故郷を離れ生活されています。

このような中、避難者に対して、放射線被ばくについての風評等による人権問題や、支援金等に対する誤解や偏見等もあります。

また、一般的に災害に遭われた人々は、「被災者」としてひとくくりにされがちですが、避難所での生活では、高齢者や障がいのある人、病気にかかわる人、子ども、言葉の壁のある外国人等、人権上の支援や配慮を必要とする人たちの場合、避難所での生活の困難さはより大きなものになります。さらに、性別、性自認、家族状況、文化、宗教等によっても必要な支援は異なり、男女別の更衣スペース、授乳スペース、間仕切り、ベッドや多目的トイレ等の設備、多様な媒体による情報提供、栄養面・年齢・アレルギー等に応じた食料等の配慮が必要になります。

## イ 鳥取県の取組

鳥取県では、放射線被ばくについて、根拠のない思い込みや偏見による人権侵害が生じないように啓発活動を行っています。また、東日本大震災により避難されてきた人に対し、住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援等、きめ細かな支援を行っています。さらに、民間支援団体の「とっとり震災支援連絡協議会」に委託して相談窓口を設置し、避難者交流会や啓発講座等を実施し、避難者の自立支援や避難者支援の基盤づくりに努めています。

併せて、避難所機能・運営基準、避難所運営マニュアル等を示し、地域防災計画において高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、女性、外国人等多様な人に配慮した避難所の運営、要配慮者支援等を定めるなどしてきており、引き続き災害時においても人権が尊重されるよう市町村とともに取り組めます。

## (3) アイヌの人々

### ア 現状と課題

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

政府は、平成 19(2007)年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成 20(2008)年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成 21(2009)年に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、平成 22(2010)年以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

## イ 鳥取県の取組

鳥取県では、国と連携し、アイヌの人々に対する正しい認識や理解を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を進めています。

## (4) 個人情報の保護

### ア 現状と課題

情報化社会の進展により、情報はますます大量、広範囲に収集、蓄積、利用、提供されており、民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化が実現され、公的部門においても、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が不可欠となっています。しかし、生活に豊かさと便利さがもたらされる反面、本人の知らない間に個人の情報が漏洩した場合、伝達速度が速く、伝達範囲が広範囲なため、情報漏洩による被害も甚大となります。

平成 15(2003)年に施行された「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールであるといえます。国、地方公共団体の個人情報保護の基本方針を定め、国民の膨大な個人情報を取り扱う事業者について具体的な規制を行うもので、個人情報の重要性が認識されるなど意識改善に大きな効果がありました。

その一方で、「個人情報保護法」の誤解や拡大解釈による、いわゆる過剰反応問題も指摘されています。過剰反応については、東日本大震災において要援護者の情報が提供されないこと等が問題となりました。その後、平成 25(2013)年の「災害対策基本法」改正により同法に災害発生時の情報提供が明記されたこと等により、混乱は収束しつつあるといえますが、認知症行方不明者の情報提供等の問題も指摘されています。

さらに、「マイナンバー制度」の導入により、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続が簡易になったり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるなどのメリットがある一方、個人情報の流出への懸念、あるいは、なりすましによる被害の危険性も指摘されています。行政・民間企業そして個人が、今以上に個人情報の適正な管理を求められます。

これらに加え、就職や結婚等の際に、出身地、国籍、家族関係等の本人に関する情報を本人の了解なく調査するという、プライバシーの権利\*を著しく侵害する行為があります。いまだに、特に結婚の際に、そうした身元調査をすることをやむを得ないとする意識が県民の中に根強くあります(平成 26(2014)年の鳥取県人権意識調査によると 32.3%の人が「やむを得ない」と回答)。

\*プライバシーの権利は、憲法 13 条を根拠として認められる人権のひとつで、「ひとりで居させてもらいたいという権利」として、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという自由権の意味で把握されたが、今日では「自己に関する情報をコントロールする権利」という積極的な権利を意味すると考えられるようになってきた。また、広義には、個人的事柄を自ら決定することができるという自己決定権を含むものとして定義される場合もある。

### イ 鳥取県の取組

鳥取県では、平成 11(1999)年に「鳥取県個人情報保護条例」を制定し、県が取り扱う個人情報等の保護を図るとともに、事業者の自主的な取組を支援することに重きを置きつつ、事業者に対し指導や助言を行ってきました。

また、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に対して注意を促すとともに、不審な電話やメールを受けた場合、内閣府のマイナンバー総合コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談するなどの情報提供を行っています。また、事業者に対して、マイナンバーの管理に関する説明会を開催するなどして周知に努めています。

さらに、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許

さない」という啓発活動について継続して取り組んでいます。身元調査につながる戸籍や住民票の個人情報不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で「本人通知制度」が導入されており、この制度の周知に努めています。

## (5) 職場における人権問題

### ア 現状と課題

従来、職場における人権問題としては、労働者の出身地、性別、国籍、年齢による差別等がありましたが、職場という閉ざされた環境を背景にしたいじめ、各種ハラスメント行為（セクシュアルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）\*、マタニティハラスメント（マタハラ）等）が新たに大きな問題となって表面化しています。

職場内のいじめや各種ハラスメント行為は、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない人権侵害行為ですが、当事者である労使が問題の重要性に気づいていなかったり、業務上の指導との線引きが難しいといった理由から、防止のための取組が困難であると感じているケースも少なくありません。

平成 27(2015)年度、鳥取労働局雇用均等室（平成 28(2016)年度より、雇用環境・均等室と名称変更）に寄せられた「男女雇用機会均等法」等にかかわる相談件数は 579 件でした。そのうち、労働者からの相談は 123 件で、セクハラに関する相談が 27 件と最も多く、次いでマタハラに関する相談が 19 件でした。

セクハラ防止のため、事業主は雇用管理上必要な措置を取るよう「男女雇用機会均等法」により義務付けられているほか、マタハラについてもマタハラ防止についても、同法及び「育児・介護休業法」の改正により防止措置義務が新設されたところであり（平成 29 年 1 月 1 日施行）、事業主、労働者が協力して、一人ひとりの人格を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。

\* 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

### イ 鳥取県の取組

鳥取労働局及び各労働基準監督署では、総合労働相談コーナーを設け、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ等の労働条件にかかわることのほか、募集・採用、各種ハラスメント行為等、労働問題に関するあらゆる分野について、専門の相談員が面談あるいは電話で相談を受け付けています。また、鳥取労働局では、個別労働紛争について、助言・指導やあっせんも行っています。

鳥取県労働委員会は平成 14(2002)年から個別労使紛争にかかわる相談を行っており、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすいものとするため、平成 21(2009)年に個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）を委員会内に設置し、鳥取労働局、鳥取県中小企業労働相談所（「みなくる」）及び関係団体と連携した合同相談会を開催するなど、労使間の問題解決を支援しています。また、「みなくる」において労働者や使用者からの各種相談を受け付け、鳥取労働局、各労働基準監督署、ハローワーク、鳥取県労働委員会等の関係機関と連携を図って職場内の問題解決を支援しているほか、社会保険労務士を県内企業に派遣するなど、いじめ、各種ハラスメント防止の普及啓発等の職場環境の改善に取り組んでいます。

さらに就職の機会均等等を図るため鳥取労働局と協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進し

ています。

また、学校においては、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質とを関連づけながら理解を深める取組が進められています。

## (6) ひきこもりの状態にある人の人権

### ア 現状と課題

平成 22(2010)年の内閣府における「ひきこもりに関する実態調査」によると、全国のひきこもり状態\*にある人は、23～26 万人と推計されています。

ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合っ生じるとされ、その原因は百人百様と言えます。様々な人たちがひきこもり状態になっており、不登校と同様、誰にでも起こりうることだと言えます。ひきこもり状態の人への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及啓発をより進めていくことが必要です。

\*様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形で外出をするものを含む）を指す現象

### イ 鳥取県の取組

鳥取県では平成 14(2002)年度以降、相談、職場体験事業等を行うひきこもり者社会参加事業を実施しており、平成 21(2009)年度以降はこれらの事業を民間に委託して「とっとりひきこもり生活支援センター」を設置し、実施しています。ひきこもりにかかわる相談件数や、職場体験事業参加者は増加傾向にあります。

# 参考資料

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 1  | 世界人権宣言                                |
| 2  | 国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧                |
| 3  | 人権教育のための世界計画第3フェーズ行動計画<br>(抜粋)        |
| 4  | 日本国憲法 (抄)                             |
| 5  | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律                   |
| 6  | 人権教育・啓発に関する基本計画 (抜粋)                  |
| 7  | 人権教育の指導方法等の在り方について<br>[第三次とりまとめ] (抜粋) |
| 8  | 鳥取県人権尊重の社会づくり条例                       |
| 9  | 鳥取県人権施策基本方針－第3次改訂－ (抜粋)               |
| 10 | 鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－に至る経過               |
| 11 | 鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－編集委員                |

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国連総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変

更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、

かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### **第二十七条**

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### **第二十八条**

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### **第二十九条**

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### **第三十条**

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧（出典：一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター）

2016年10月1日現在

|    | 名称  | 採択年月日      | 発効年月日      | 締約国数 | 日本が締結している条約(締結年月日) |
|----|---|------------|------------|------|--------------------|
| 1  | 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約                      | 1966.12.16 | 1976.01.03 | 164  | ○(1979.06.21)      |
| 2  | 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書*               | 2008.12.10 | 2013.05.05 | 21   |                    |
| 3  | 市民的及び政治的権利に関する国際規約                          | 1966.12.16 | 1976.03.23 | 168  | ○(1979.06.21)      |
| 4  | 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書*                   | 1966.12.16 | 1976.03.23 | 115  |                    |
| 5  | 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)*           | 1989.12.15 | 1991.07.11 | 83   |                    |
| 6  | あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約                      | 1965.12.21 | 1969.01.04 | 177  | ○(1995.12.15)      |
| 7  | アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*                   | 1973.11.30 | 1976.07.18 | 109  |                    |
| 8  | スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*                     | 1985.12.10 | 1988.04.03 | 60   |                    |
| 9  | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約                    | 1979.12.18 | 1981.09.03 | 189  | ○(1985.06.25)      |
| 10 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書*             | 1999.10.06 | 2000.12.22 | 107  |                    |
| 11 | 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*                         | 1948.12.09 | 1951.01.12 | 147  |                    |
| 12 | 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*               | 1968.11.26 | 1970.11.11 | 55   |                    |
| 13 | 奴隷改正条約**                                    |            |            |      |                    |
|    | (1) 1926年の奴隷条約*                             | 1926.09.25 | 1927.03.09 | ***  |                    |
|    | (1) 1926年の奴隷条約を改正する議定書*                     | 1953.10.23 | 1953.12.07 | 61   |                    |
|    | (2) 1926年の奴隷条約の改正条約**                       | 1953.12.07 | 1955.07.07 | 99   |                    |
| 14 | 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*     | 1956.09.07 | 1957.04.30 | 123  |                    |
| 15 | 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約                   | 1949.12.02 | 1951.07.25 | 82   | ○(1958.05.01)      |
| 16 | 難民の地位に関する条約                                 | 1951.07.28 | 1954.04.22 | 145  | ○(1981.10.03)      |
| 17 | 難民の地位に関する議定書                                | 1967.01.31 | 1967.10.04 | 146  | ○(1982.01.01)      |
| 18 | 無国籍の削減に関する条約*                               | 1961.08.30 | 1975.12.13 | 68   |                    |
| 19 | 無国籍者の地位に関する条約*                              | 1954.09.28 | 1960.06.06 | 89   |                    |
| 20 | 既婚婦人の国籍に関する条約*                              | 1957.01.29 | 1958.08.11 | 74   |                    |
| 21 | 婦人の参政権に関する条約                                | 1953.03.31 | 1954.07.07 | 123  | ○(1955.07.13)      |
| 22 | 婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*                       | 1962.11.07 | 1964.12.09 | 55   |                    |
| 23 | 拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約     | 1984.12.10 | 1987.06.26 | 159  | ○(1999.06.29)      |
| 24 | 拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書* | 2002.12.18 | 2006.06.22 | 82   |                    |
| 25 | 児童の権利に関する条約                                 | 1989.11.20 | 1990.09.02 | 196  | ○(1994.04.22)      |
| 26 | 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書          | 2000.05.25 | 2002.02.12 | 165  | ○(2004.08.02)      |
| 27 | 児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書      | 2000.05.25 | 2002.01.18 | 173  | ○(2005.01.24)      |
| 28 | 児童の権利に関する条約の選択議定書（個人通報制度及び調査制度）*            | 2011.12.19 | 2014.04.14 | 29   |                    |
| 29 | 全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*                  | 1990.12.18 | 2003.07.01 | 48   |                    |
| 30 | 障害者の権利に関する条約                                | 2006.12.13 | 2008.05.03 | 167  | ○(2014.1.20)       |
| 31 | 障害者の権利に関する条約の選択議定書*                         | 2006.12.13 | 2008.05.03 | 90   |                    |
| 32 | 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約                     | 2006.12.20 | 2010.12.23 | 52   | ○(2009.7.23)       |

\*日本が未加盟の条約については仮称。

\*\*「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と、(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

\*\*\* 国連ホームページ上に締約国数の記載のないもの。

## 人権教育のための世界計画第3フェーズ(2015-2019)行動計画(抜粋)

### 1. イントロダクション

#### A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスをいっそう明確に示してきた。人権教育は、全てのコミュニティ及び社会全般において人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。
2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言(26条)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(7条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(13条)、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(10条)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(10条)、児童の権利に関する条約(29条)、すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(33条)、障害者の権利に関する条約(4条及び8条)、ウィーン宣言及び行動計画(第1部第33-34段落、第2部第78-82段落)、国際人口開発会議行動計画(第7.3段落及び第7.37段落)、ダーバン宣言及び行動計画(宣言第95-97段落、行動計画第129-139段落)並びにダーバンレビュー会議の成果文書(第22段落及び第107段落)及び2005年に開催された世界サミットの成果文書(第131段落)を含む、多くの国際規約及び文書に盛り込まれている。
3. 2011年12月、国連総会は、人権教育及び研修に関する国連宣言を無投票で採択した。同宣言は、人権教育は、人々が自らの権利を享受及び行使すると共に、他者の権利を尊重し擁護できるよう、知識と技術を提供し、人々の姿勢及び言動を養うものであるとしている(第2条)。宣言では、国家、及び場合に応じて関係政府当局は、人権教育及び研修を促進し確保する第一義的な責任を負っており、市民社会組織及びその他の利害関係者が、これらのプロセスに関与するための、安全で可能な環境を創り出すべきであると明言している(第7条)。
4. 国際社会によって合意された人権教育の定義の諸要素が含まれている、これらの文書に従い、人権教育とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組みと定義され、以下が含まれる。
  - (a) 人権及び基本的自由の尊重の強化。
  - (b) 人格及び尊厳の十分な発達。
  - (c) 全ての国民、先住民族及び少数者の間の多様性、ジェンダー平等及び友好への理解、寛容、及び尊重の促進。
  - (d) すべての人々が、自由で民主的な法治社会に実際に参加することの実現。
  - (e) 平和の構築及び維持。
  - (f) 人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。
5. 人権教育は以下の事項を含む。
  - (a) 知識及び技術 — 人権及び人権の仕組みを学び、日常生活でそれらを実践的に用いる技術を身につける。
  - (b) 価値観、姿勢及び言動 — 人権尊重の価値観を進展させ、姿勢及び言動を強化する。
  - (c) 行動 — 人権を擁護し、促進する行動をとる。
6. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当

てた「人権に関する世界広報キャンペーン」（1988年－現在）、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」（1995－2004）及び行動計画、「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」（2001－2010）、「持続可能な開発のための教育の10年」（2005－2014）、「人権学習の国際年」（2008－2009）等、加盟国は、様々な具体的かつ国際的な行動枠組を採択した。とりわけ人権教育を推進するその他の枠組としては、「文化の和解のための国際10年」（2013－2022）、「万人のための教育」運動（2000－2015）、国連事務総長によるグローバル・エデュケーション・ファースト・イニシアチブ、ポスト2015年開発アジェンダ等がある。

7. 2004年12月10日、国連総会は、「人権教育のための世界計画」を宣言した。2005年1月1日から開始された世界計画は、あらゆる分野で人権教育計画の実施を促進することを目的としている。

## B. 人権教育のための世界計画の目的

8. 人権教育のための世界計画の目的は、以下のとおりである。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集団的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
- (f) 既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。
- (g) 人権教育及び研修に関する国連宣言の実施を促進する。

## C. 人権教育活動の原則

9. 世界計画における教育活動は、以下のものである。

- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに発展の権利を含む、人権の相互依存性、相互関連性、不可分性及び普遍性を促進する。
- (b) 多様性の尊重及び認識、並びに人種、性別、ジェンダー、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的又は社会的出自、障害、性的指向及びその他に基づく差別への反対を促進する。
- (c) 人権の基準に一致した対応及び解決につながるものとして、政治、社会、経済、技術、環境分野における目まぐるしい発展を踏まえた、貧困、暴力紛争、差別を含む慢性的な及び新たに発生する人権問題の分析を奨励する。
- (d) 自らの人権の権利部分を特定し、効果的に要請を行えるよう、コミュニティ及び個人を強化する。
- (e) 義務履行者、特に政府官僚が、管轄下にある人々の人権を尊重し、保護し、履行する義務を果たす能力を開発する。
- (f) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。
- (g) 地方、国家、地域の及び国際的な人権文書及び人権保護のメカニズムの知識、及びそれらを利用する技術の習得を促進する。
- (h) 人権を推進する行動のための知識、批判的分析及び技術を含み、又、学習者の年齢及び文化特性を考慮した、参加型の教育法を活用する。
- (i) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導・学習環境を促進する。
- (j) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に、学習者を参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

# 日 本 国 憲 法 （ 抄 ）

昭和二十一年十一月三日公布

昭和二十二年 五月三日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第三章 国民の権利及び義務

**第十条** 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

**第十一条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第十二条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第十三条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第十四条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第十五条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**第十六条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**第十七条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**第十八条** 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第十九条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第二十条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第二十一条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第二十二条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第二十三条** 学問の自由は、これを保障する。

**第二十四条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第二十五条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第二十六条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第二十七条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**第二十八条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**第二十九条** 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**第三十条** 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**第三十一条** 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**第三十二条** 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

**第三十三条** 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

**第三十四条** 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

**第三十五条** 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

**第三十六条** 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

**第三十七条** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

**第三十八条** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

**第三十九条** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

**第四十条** 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第十章 最高法規

**第九十七条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成十二年十一月二十九日制定

平成十二年十二月 六日施行

第一条（目的） この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第二条（定義） この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第三条（基本理念） 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第四条（国の責務） 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条（国民の責務） 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第七条（基本計画の策定） 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第八条（年次報告） 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第九条（財政上の措置） 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附則

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

第二条（見直し） この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定（策定）

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更）

## 第 3 章 人権教育・啓発の基本的在り方

### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

#### (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

#### (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

### (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

## 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（抜粋）

平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

### 第I章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

#### 1. 人権及び人権教育

##### (2) 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（第2条）」をいうものとしている。この定義についても、より具体的にとらえることが必要である。

国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、人権教育について「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として(a)知識及び技術—人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、(b)価値、姿勢及び行動—価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、(c)行動—人権を保護し促進する行動をとることが、含まれるものとしている。

これらを踏まえれば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

##### (3) 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったものである。このような人権感覚が健全に働くと、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

##### (4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

このように見たとき、人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面（①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面）から捉えることができる。

###### ①知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関

する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。

## ② 価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

## ③ 技能的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけではなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

## 第Ⅱ章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

### 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

#### 1. 指導内容の構成

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的にとらえた上で、その指導内容を構成することが必要である。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができるが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましい。

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもない。このような中であって、人権教育をいかにして総合的に位置付け、実践するかについては、なお、様々な工夫や検討が求められるところである。

現代社会における人権尊重の理念の徹底の重要性にかんがみれば、児童生徒に対しては、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があり、人権教育の指導内容についても、総合的な内容構成が目指されることになるが、同時に、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも、必要かつ有効な方法となる。

そこで、各教科等の指導で即座に実践できると思われるいくつかの指導内容の構成の事例を参考として提示しておきたい。

#### (1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容

まず知識的側面の育成についてであるが、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会をとらえて積極的に取り組むことが求められる。

これまで、人権教育の知識的側面は、社会科等を中心とした教科の学習において扱われる場合が多かった。他方、様々な人権意識に関する調査等の結果からは、人権に関する客観的・科学的知識をある程度まで習得している人についても、その知識が社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されていないといった傾向がうかがえる。こうしたことから、人権教育をよ

り一層充実させる観点から、知的理解に関わる内容の指導を特に取り立てた形で行うことが必要となってくる。この側面の指導に当たっては、単なる知識伝達に止まらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受けとめ、情緒的にもそれに共感できるようになるための主体的な学習を可能にする教授法を活用する努力が求められる。その指導は必ずしも教材を読んだり、講話を聴いたりする方式である必要はなく、むしろ、児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎とする体験的な学習の機会を提供できるよう、工夫が求められる。同時に、個別的・個人的な学習形態よりも、グループ活動も含む協同的・協力的な形態の学習を、より多く取り入れていくことが望まれる。

なお、知識的側面の指導内容の構成に当たっては、特に人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に組み込むことも必要である。

## (2) 人権感覚の育成に関わる指導内容

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要となる。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要である。しかし、いきなり統合的な全体計画の中でこれらを一挙に育成することは容易ではない。そこで、人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつも、その諸要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要となる。

その際に、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力など、第Ⅰ章2(2)に挙げた諸技能について取り上げて、それぞれの育成に取り組むことが重要である。

## 2. 効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければならない。その教材から、子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度を育みたいのかが、具体的に設定されている必要がある。

その上で、人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う。むしろ、このことは、身近でない課題を取り上げないということの意味するのではない。子どもたちの日常を超えた、社会全体や地球全体に関わる課題を取り上げることによって、逆に身近な課題についての認識が深まり、人権問題と自らとのつながりが見えてくることも考えられる。

学習の目的に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれる。

この場合において、既存の教材や教職員が作成した教材を子どもたちに与えるだけでは必ずしも十分ではない。例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたい。

また、それと関連して、教師・教授者の役割を問い直すことも重要であろう。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師には「ファシリテータ(学習促進者)」としての役割が期待される。すなわち、知識の一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが望まれるのである。

なお、学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切である。例えば身近な事柄を取り上げる場合など、教

材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要である。

### 3. 指導方法の在り方

#### (1) 人権教育における指導方法の基本原則

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することが必要である。知的理解を深めるための指導を行う際にも、人権についての知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められる。人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、なおさらのこと、言葉で説明して教えるというような指導方法で育てることは到底できない。例えば、自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする、人権を弁護したり、自分とちがう考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などのような技能は、ことばで教えることができるものではなく、児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものである。つまり、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。民主的な価値、尊敬及び寛容の精神などは、それらの価値自体を尊重し、その促進を図ろうとする学習環境の中で、またその学習過程を通じて、はじめて有効に学習されるのである。したがって、このような能力や資質を育成するためには、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠なのである。

このように見たとき、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことの意義が理解される。「協力」、「参加」、「体験」を中核とする学習形態には、それぞれ次のような特徴があると一般に考えられている。

- ①「協力的な学習」：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習である。こうした協力的な学習は、生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を与える。さらに、配慮的、支持的で責任感に満ちた人間関係を助長し、精神面・心理面での成長を促し、社会的技能や自尊感情を培う。
- ②「参加的な学習」：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする。児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。
- ③「体験的な学習」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習である。自らの心と頭脳と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。

なお、「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「参加体験型学習」の名で、従来より普及してきたところであるが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が特に求められているといえよう。つまり、「体験すること」はそれ自体が目的ではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものである。個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものである。こうした基本的視点を踏まえた活用が是非とも必要である。

# 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

## 前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかんがうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることが出来る差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

## (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

## (県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

## (基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前三号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 (略)

# 鳥取県人権施策基本方針－第3次改訂－（抜粋）

## 第2章 人権施策の推進方針

### I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

#### 1 人権教育

##### 【施策の基本的方向】

##### （1）人権教育の指導（学習）方法・内容の工夫・改善

人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度は、学習者が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くものです。

そこで、これらの知識・技能・態度を育成するために、学習者が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導（学習）方法・内容の工夫・改善に努めます。

##### <学校教育>

意図的な指名で活躍する場を与えて児童生徒一人一人に自己存在感を持たせたり、誰もが良さや弱さを持っているという認識に立った共感的人間関係を育成したり、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選べるよう自己選択・自己決定の場を設定したりするなど、指導方法の工夫・改善に努めます。

また、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、それを人権尊重の実践行動につなげられるよう、身近な事柄を取り上げたり、様々な人の立場に立って考えさせたりするなど、指導内容の工夫・改善に努めます。その際、児童生徒の発達段階を十分考慮しながら、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成することをおして、人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度を育てられるよう留意します。

##### <社会教育>

協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、家庭や地域の教育力の向上につながる学習となるようPTA研修・小地域懇談会等の学習方法の工夫・改善に努めます。

また、普遍的な視点からの権利を基礎にすえた取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえた取組を効果的に組み合わせることで、人権についての理解を深めるとともに、人権を物差しとして家庭や地域における生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるよう、PTA研修・小地域懇談会等の学習内容の工夫・改善に努めます。

##### （2）評価の指標を明確に定めたPDCA（注2）サイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していきます。

見直しに当たっては、あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておき、人権教育の推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民（citizen）による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めます。

また、評価結果に基づき、人権教育の推進体制や実践内容等について、主体的な見直しを行うとともに、それらの取組について積極的に情報発信することを大切にします。

### <学校教育>

人権尊重の視点に立った学校づくりが効果的に進められるよう、第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、学校の人権教育の評価にかかわる体制を整備することを大切にします。

その際、人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力を、各学校の実態に応じて設定し、それらの資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくよう努めます。また、児童生徒の自己評価アンケートを実施するなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

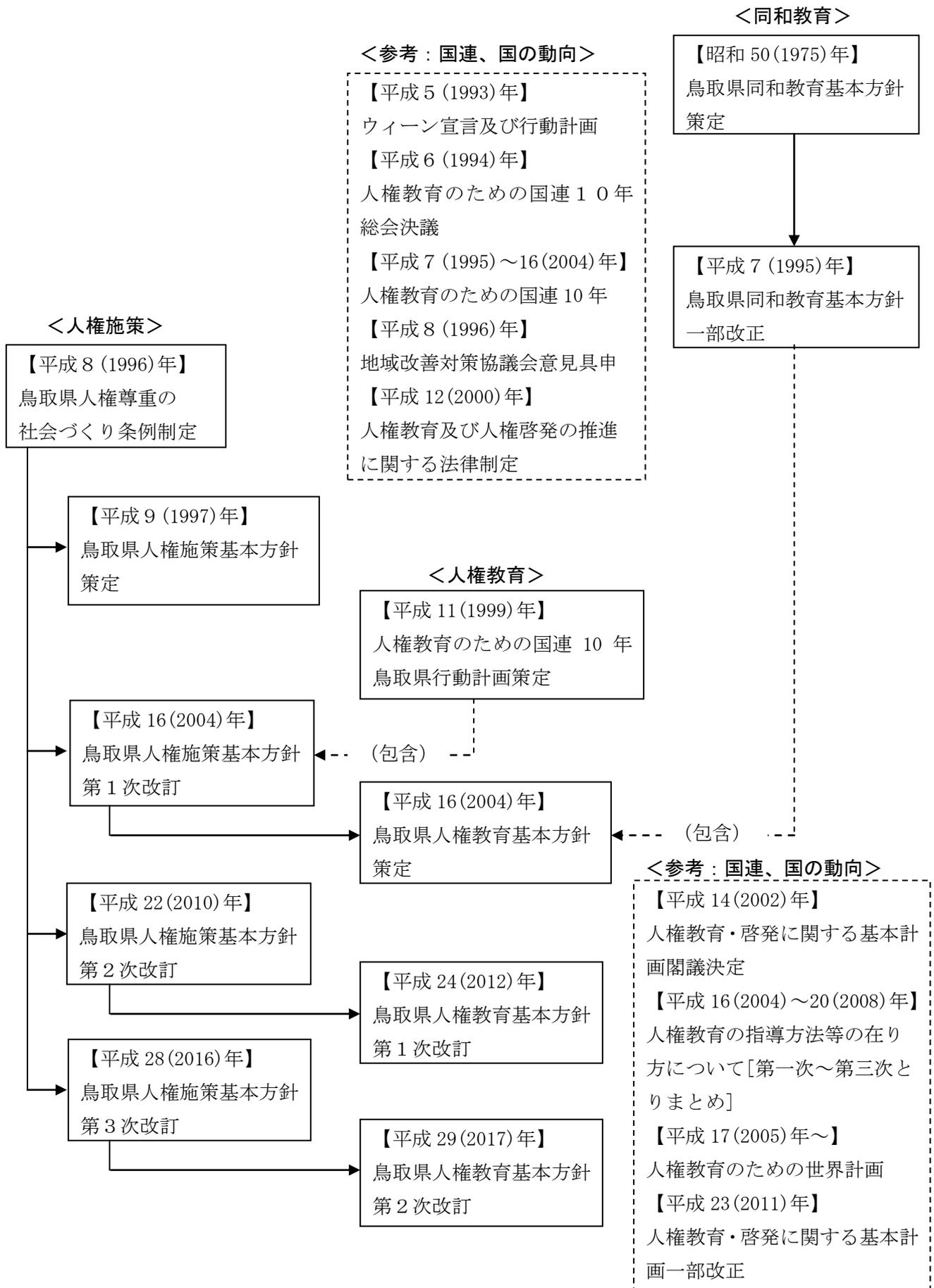
### <社会教育>

人権尊重の視点に立った「子育て・親育ち」や「まちづくり」が効果的に進められるよう、評価に際しては、推進者（企画者・運営者）による評価のみとせず、学習者の自己評価アンケートを行うなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

また、事後研修会等において、学習のねらいが達成できたかどうかを話し合い、今後の課題を明らかにし、改善を行うよう努めます。その際、成果や課題について児童生徒の保護者や地域住民の意見を聞き、今後の改善に生かすとともに、評価した内容について、広報誌、啓発冊子、他の研修会などにおいて、広く伝えることを大切にします。

(注2) PDCA : plan (立案・計画), do (実施), check (検証・評価), action (改善・見直し) の頭文字を取ったもので、事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方

「鳥取県人権教育基本方針」第2次改訂に至る経過



# 「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－」編集委員

(五十音順、敬称略)

新井 良穂 米子市人権教育推進員

荒益 正信 鳥取短期大学非常勤講師

梅野 正信 上越教育大学教授

尾崎真理子 公益社団法人鳥取県人権文化センター次長

岡田 耕治 大阪教育大学教授

福壽みどり 鳥取県PTA協議会副会長



